

税制についての租研会員の意見調査結果

令和 5 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果

(公社) 日本租税研究協会

① 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計868人を対象として実施しました。

(1) 目 的

(公社)日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

本年度の調査も我が国はもとより世界的に経済、社会が大きな環境変化に直面する中で行われました。こうした事態が税制にも影響を及ぼすことはいうまでもありませんが、過去からの調査との一貫性を維持する必要があることから、調査項目についてはこれまでのものをほぼ受け継いでおります。

(2) 対 象

(公社)日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監

事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計309、通常会員は大学教員、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計463、本協会の役員・評議員は96です（単位・敬称を省略させていただきました）。

(3) 実施期間

令和5年7月3日から7月24日まで。

(4) 方 法

会員意見調査項目を本協会よりインターネット配信し、回答者に直接入力いただきました。

(5) 回 収 率

回収率は、全体では13.0%と昨年の14.9%からわずかに低下しました。

② 会員意見調査の特色

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの政策課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき課題として、最も多くの会員があげたのは経済成長政策であった（62.0%）。財政健全化と答えた会員も

50.4%とほぼ半数が重要性を指摘している。経済成長と財政再建という、当協会が税制のあり方を考える際の基本的視点として提示してきた課題をあげた会員が多い。

- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」とその財源である「負担」とが乖離し、「中福祉―低負担」だと言われている。今後、超高齢化のさらなる進行に伴って社会保障支出が増大するが、会員の多くはこれからの社会保障のあり方として「中福祉・中負担」の制度構築を求めている。
- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則としては、「公平性の確保」と答えた会員が半数を超えた。公平性を最重視するという回答が最多であるという傾向は過去から一貫して続いている。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済成長」をあげた会員が最多であった。
- ④ 個人所得税については、負担構造のあるべき姿についての意見は分かれている。所得税の財源調達機能や再分配機能はどうあるべきかについて議論を深めることによって、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討する必要がある。
- ⑤ 法人税については、近年、実効税率が引き下げられてきた。しかし、実効税率の引き下げを抑制する動きも出てきている。さらなる引き下げが必要とする会員が多いが、現状維持と答えた会員も多い。
- ⑥ 消費税の税率については10%をさらに引き上げることが必要と答えた会員が半数を超えた。これは、財政健全化を日本の最優先課題ととらえる会員が多いことを反映したものと考えられる。また、軽減税率については半数を超える会員が廃止を望んでいる。
- ⑦ 地方税については地方法人課税の整理統合を求める会員が多い。

- ⑧ 炭素税に関しては、半数近くの会員が慎重な対応を求めている。
- ⑨ 税務コーポレートガバナンスについては企業トップマネジメントの適切な関与、経理部門等の体制・機能の整備・強化とともに、企業の取組を尊重し、当局の調査の必要度を決定すべきと考える会員が多い。
- ⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解 説

I 財政及び税制全般について

① 経済及び財政政策全般

(1) 全 般

問1 日本が抱える政策課題について

わが国は社会経済構造において解決すべき多くの政策課題を抱えている。政府が優先的に取り組むべき課題は何かをたずねたところ、「経済成長政策」と答えた会員が62.0%（昨年58.5%）と最多であった。少子化による労働力の減少や、グローバルな経済競争の激しさが増す中、国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長はわが国における喫緊の課題であることをこの結果は示している。また、わが国の国・地方の長期債務残高が歴史的、国際的に最悪の水準となっていることから、50.4%の会員が「財政の健全化」と答えている。その他、「少子化対策・こども政策」が38.1%（昨年28.5%）が続いた。昨年4分の1を超える会員が重要な政策課題と答えた「資源・エネルギー政策」（34.6%から23.9%に）、「自然災害に対する防災・レジリエンスの強化」（24.6%から17.7%に）が比率を落としている。

(2) 経済及び財政政策

問2 財政赤字と財政健全化目標

中長期的に見た財政健全化についてどのように考えるかをたずねた。「歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある」と考える会員が57.5%（昨年56.2%）と最多であった。「経済成長を優先し、税収増を活用する必要がある」は23.0%、「消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある」は8.9%であり、会員の多くは歳出面での改革が必要と考えている。

問3 財政健全化目標の立法化

財政健全化を推進するためにはどのようにすべきかをたずねたところ、「財政健全化法を制定する」「政府や政治から独立した立場で財政状況の分析、財政運営の評価・検証を行い、財政健全化の達成状況をモニタリングする独立財政機関を設置する」がともに21.2%、「経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する」(18.6%)、「有事には柔軟性をも許容する現在の形のままで良い」(17.7%)が続いた。このように、財政健全化推進を担保する仕組みについては意見が分かれている。

問4 歳出削減

問2において歳出面での改革が財政健全化にとって最重要と考える会員が多いことが示されたが、そこで、今後、歳出削減努力をより強化すべき分野を複数回答可でたずねたところ、「特別会計、独立行政法人等」と答えた会員が53.1%（昨年50.8%）と最も多く、今後増加することが予想される「社会保障」の50.4%（昨年55.4%）が続いた。その他には、公共事業、地方交付税をあげた会員が約4分の1にのぼった。

(3) 受益と負担

問5 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉－低負担」だと言われている。このままの財政構造が続くと乖離は一層拡大し、将来世代に負担がのしかかる。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す」と答えた会員が65.5%と最多であったが、この比率は一昨年の79.1%、昨年の71.5%から低下している。他方、自己負担や自己責任を強化し、公的サービスを縮小する「低福祉－低負担」と答えた会員は、一昨年の9.9%、昨年の17.7%から今年は23.9%に上昇している。このように、負担増より給付の縮小を選択する会員が増えてきた。

問6 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は46.8%（令和5年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり、フランス、ドイツといったヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とする」と答えた会員が51.3%と半数を超えた。しかし、この比率は昨年の60.8%より低下している。これに対して、「現状レベルを維持する」は昨年の15.4%から21.2%に上昇した。この結果は、負担増を求める会員の比率が低下していることと整合的である。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し、社会保障の給付水準を検討する必要がある。

問7 社会保障改革の方向性について

社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。この点は問4でも示されたところである。そこで、社会保障改革のなかで効率化・重点化に優先的に取り組むべき項目をたずねたところ、「医療の効率化（医療提供体制の改革、医療の無駄排除等）」が77.9%（昨年66.9%）と最多であった。社会保障の一部は自己負担によって賄われているが、「高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）」と答えた会員が50.4%（昨年43.1%）にのぼった。社会保障費の増加にともなう国民負担増を抑制するためにも、ある程度の自己負担増も必要とする会員も多い。

問8 社会保障財源について

社会保障の財源は保険料、公費負担（税・国債）等により賄われており、国の一般会計歳出における社会保障費は32.3%、国債費は22.1%を占めている。今後も増大すると考えられる社会保障の財源としては、「消費税の引き上げにより賄うべき」と答えた会員が38.9%と最多であり、消費税だけでなく「税体系全般の見直しにより財源を確保すべき」の27.4%が続いた。「社会保険料の負担増」と答えた会員は8.9%にすぎなかった。この結果は、社会保険料は少子化対策のように受益が広く全国民に及ぶようなものには適さないことや、社会保険料負担は現役世代に集中することなどを考慮し、社会保険料に依存することには慎重であるべきとする会員が多いことを示している。

② 税制全般

(1) 税制改正へ向けての基本的視点

問9 課税原則

財政活動の財源調達手段である課税はどのような時代にあっても、公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。57.5%の会員が「公平性の確保」を重視すべきだとしている。公平性の確保は本調査において過去から一貫して最多であり、税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められる。「簡素性の確保」の29.2%がそれに次ぎ、昨年の34.6%から比率をやや低下させた。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからない税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものではなくてはならない。税制においては、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。なお、税制が市場メカニズムに歪みを与えてはならないという「中立性の確保」の比率が8.9%（昨年10.0%）と低かったものの、この原則を軽視して良いというわけではなく、税の制度設計において重要な原則であることは間違いない。租研意見でも、「国際的に調和の取れた税制の構築」等、中立性の原則を重視した主張を行っている。

問10 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を構築するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の67.3%が「経済成長」をあげた（昨年70.0%）。欧米先進国に例を見ないスピードと規模で進む

少子高齢化や、グローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しているなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映した結果である。第2位は「安定的な税収の確保」の43.4%（昨年40.0%）であった。2020年には52.6%にのぼっていた「国際的な調和」はその後比率を落とし、今年は30.1%であった。この背景には法人税率が引き下げられたことがあるとも考えられる。

問11 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフの関係が見られ、どの原則を重視するかは時代とともに変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況（国税・地方税計）は、令和5年度（予算ベース）で、所得課税が29.8%、法人課税が22.0%、消費課税が34.8%、資産課税が13.3%という税収構造になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税収構造をどのように改善させるべきかをたずねたところ、「消費税をより重視する」と答えた会員が35.4%（昨年38.5%）であったが、消費税の税率が引き上げられたこともあって2020年の48.4%から比率を低下させた。そして、「消費税と所得税をより重視する」の23.0%が続いた（昨年20.0%）。「所得税をより重視する」は6.2%にすぎず、所得税と消費税という2つの基幹税でも、消費税重視の考えが明らかになっている。

Ⅱ 各税目

① 個人所得税

(1) 税収調達機能と所得再配分機能

問12 個人所得税と税収調達機能

所得税の負担のあり方についてたずねたところ、「高所得層については増税すべき」が46.0%と最多であり、昨年の37.7%から上昇している。「現状で妥当」は29.2%（昨年26.2%）であった。12.4%の会員が「中所得層については減税すべき」と答えているが、昨年の20.8%より低下した。低所得層についても、「減税すべき」が11.5%であったが、中所得層と同様、昨年（16.9%）から低下している。個人所得税の今後の負担のあり方については会員の意見は多様である。個人所得課税に関してはその役割についてさらに検討を重ねるべきであると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

問13 所得階層について

税制改正等の論議においては「中所得層」が話題になることが多い。そこで、会員は中所得層をどのように捉えているかをたずねたところ、「年収600万円超700万円以下」が最多の69.9%、「年収500万円超600万円以下」が69.0%、「年収700万円超800万円以下」も69.0%であった。この結果から、中所得層は年収500万円から800万円の範囲と考える会員が多いことが分かる。

問14 税制による所得再配分

所得税は所得再配分機能を持つことを特徴としている。所得税の所得再配分機能の今後の方向性についてたずねた。「所得の再配分効果を強める」と答えた会員が42.5%と最多であったが、「現行制度を継続する」と答えた会員も40.7%と、ほぼ同率であった。所得格差が拡大

していると言われるわが国において、所得再分配はいかにあるべきか、また、所得税は再分配にどのような役割を果たすべきなのかについて、今後の所得分配状況に注意しながら検討していく必要がある。

(2) 税率と所得控除等

問15 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されている。所得税制における税率構造と適用ブラケットをどのように考えるかをたずねたところ、「最高税率のみを現在よりも引き上げる」が30.1%と最多であった。「最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす」が21.2%、「現行の税率構造等を維持する」も21.2%であった。会員の多くが、税率構造とブラケットの見直しが必要と考えているが、税率構造とブラケットは所得再分配という価値判断の領域に関係することから、そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

問16 給与所得控除の在り方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①特定支出控除の見直し、②給与所得控除の上限設定が行われた。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、「現行で妥当である」が59.3%（昨年59.2%）と半数を超えた。「縮小すべき」は15.0%、「給与所得控除を拡大すべき」は14.2%にすぎなかった。給与所得控除のあり方についての会員の考えは、近年の改正の影響を受けて現状肯定が増えている。

(3) その他

問17 総合課税と金融所得課税の一元化

金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性から金融所得課税の一元化（分離課税制度）が実施されている。しかし、一方で、年間の所得が1億円を超えると所得税の負担率が下がる「1億円の壁」が存在すると言われ、応能課税の観点から所得税においては総合課税が望ましいとする考えもある。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する」と答えた会員が39.8%と最多であった。しかし、この比率は昨年の52.3%から大きく低下している。「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」は18.6%（昨年20.0%）であった。「現行の総合課税制度と金融所得課税制度を維持する」（23.0%）を含めると、多くの会員は金融所得課税の一元化を支持している。

問18 公的年金等控除

平成30年度改正において多額の所得がある年金受給者には公的年金等控除の上限設定、基礎控除の引き上げ分を上回る控除額の引き下げが行われた。しかし、公的年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「現行の制度を維持する」が36.3%と最多であったが、「多額の資産を有する高齢者についても、公的年金等控除額の引き下げや上限の設定を行う」と答えた会員が34.5%で続いた。高齢者層での所得格差が大きいと言われる中、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うこと

によって所得税における公平性を確保することが必要である。

問19 所得税のその他の改正

その他の所得税に関して重要だと思われる改善点について複数回答可でたずねたところ、「働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する」が47.8%と最多であった（昨年50.0%）。「老後に向けた資産形成の支援のため、令和6年度以降もNISA等の拡充を図る」の30.1%（昨年33.9%）がそれに続いた。

② 相続税・贈与税

問20 相続税

相続税が課せられる割合は令和3年では9.3%となっている。富の格差是正を目的とする相続税についてどのように考えるかをたずねたところ、「現行のままでよい」と答えた会員が39.8%と最多であったが、一昨年の61.5%、昨年の53.1%から比率が低下している。

問21 贈与税の非課税措置

贈与税については、高齢化に伴う資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされている。一方で、節税的な利用を制限するなど、格差固定を防止する観点から一部所得制限が令和元年度改正で加えられ、令和3年度改正で課税強化された。贈与税の非課税措置についてどのように考えるかをたずねたところ、「現行のままでよい」と答えた会員が34.5%（昨年40.8%）であったが、「高齢者の保有する資産の有効活用という政策目的には意義があり、経済活性化にも資するものであるため積極的に拡充する」も34.5%であり、「縮小・廃止する」の20.4%を上回った。

問22 事業承継税制

わが国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、平成21年度税制改正において事業承継税制が導入された。これは、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される制度であり、平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの見直しが図られた。また、令和元年度税制改正において個人事業者の事業承継税制も導入されている。こうした事業承継税制についてどのように考えるかをたずねたところ、「事業承継税制を拡充する」が46.9%と最多であったが（昨年46.9%）、「現行のままでよい」と答えた会員も38.9%（昨年43.9%）であり、「事業承継税制を縮小（廃止を含む）する」と答えた会員は7.1%にすぎなかった（昨年7.7%）。このように事業承継税制については一定の理解が得られている。

③ 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース

問23 法人税改革

法人課税については、近年の税制改革の中、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図られてきた。こうした中、今後の法人税改革において重要と考えるものを3つ以内でたずねたところ、「法人実効税率」が52.2%と最多であり（昨年40.8%）。「外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）」の38.9%（昨年33.1%）が続いた。そのほかにも、「課税ベース」（26.6%）、「欠損金」（20.4%）をあげた会員も多く、法人税の課題が多岐にわたっていることが明らかになった。

問24 法人実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を与えるが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。諸外国と比較して税率が高い場合、企業行動にどのような影響を与える

かを複数回答可でたずねたところ、「国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が36.3%（昨年39.2%）と最多であり、「日本企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている」と答えた会員が18.6%、「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている」も13.3%であった（昨年16.2%）。しかし、「市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない」と答えた会員も24.8%であった（昨年26.9%）。

問25 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右される。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響に変化はない」と答えた会員が44.3%（昨年46.9%）と最多であった。しかし、「影響が高まっている」も39.8%と高い比率を示した。ただし、この比率は一昨年58.2%、昨年47.7%と低下している。このように、法人税と企業活動の関係についても、回答傾向に変化が見られるが、この背景には法人税率が引き下げられたこともあると考えられる。

問26 法人実効税率の水準について

わが国の法人実効税率は平成30年度に29.74%に引き下げられた。地方税を含めた日本の法人実効税率の水準についてどのように考えるかをたずねた。「25%程度まで引き下げたほうがよい」と答えた会員が38.1%（昨年41.5%）と最多であった。しかし、「現行水準で良い」と答えた会員も36.3%（昨年34.6%）にのぼっている。このように、近年の法人税率の引き下げが回答に影響していると考えられる。

問27 課税ベースの拡大

税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきた。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われている。こうした実態を踏まえ、法人税の課税ベースのあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない」と答えた会員が38.9%（昨年39.2%）と最多であった。しかし、一昨年の50.6%から比率を落としている。これに対して、「税率を引き下げ場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない」とする会員も20.4%、「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」も18.6%であった。

問28 受取配当益金不算入

法人の受取配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%が益金不算入となっている。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ、「受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う」と答えた会員が64.6%に達した（昨年63.9%）。法人税が所得税の前取りである限り、法人間の受取配当は、二重課税防止の観点から課税することには問題があるという指摘である。

問29 繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の65％、28年度60％、29年度55％、30年度50％）られた。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする」が50.4％（昨年43.9％）と最多であり、「繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる」の44.3％が続いた（昨年41.5％）。これに対して、「現行制度は妥当である」は24.8％にすぎなかった（昨年23.9％）。法人税における欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であり、繰越期間、規模（割合）ともに多くの会員が改正の必要性を指摘している。

問30 中小法人税制の見直し

法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99％が該当している。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則23.2％（令和3年度）であるが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19％が適用され、さらに租税特別措置により15％に軽減されている。そこで、中小法人に対する措置についての考えを複数回答可でたずねたところ、「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す」が38.9％（昨年40.8％）と最多であった。「中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する」と答えた会員もほぼ同じ比率の32.7％にのぼったが、昨年（40.0％）から比率を落としている。「中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直す」も26.6％（昨年32.3％）であり、中小法人税制については会員間で意見がまとまっているとは言えない。

問31 政策税制

イノベーションや人への投資など政策目的を達成するための税制上の優遇措置として重要・有効と考えるもの（拡充・新設すべきもの）をたずねた（3つ以内）。

「研究開発税制（一般型）」が56.6％と最多であり、「賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」の46.0％、「DX投資促進税制」の31.9％、「研究開発税制（オープンイノベーション型）」の25.7％が続いた。

問32 研究開発等投資促進税制

前問の回答からも明らかのように、会員は経済活力の基盤として研究開発投資が重要と考えている。世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いており、わが国でも、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型の研究開発税制について、積極的に見直しが行われているところである。研究開発税制についてどのように考えているかをたずねたところ、「研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する」と答えた会員が32.7％（昨年33.9％）と最多であった。「研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする」と答えた会員も23.0％（昨年21.5％）にのぼった。このように多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識しているが、このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、生産性を向上させることが不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

問33 特別試験研究費税額控除制度

大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度が平成5年度税制改正で創設され、その後、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われている。この制度について望むことは何かを回答3つまででたずねた。「特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化」と答えた会員が48.7%（昨年45.4%）と最多であった。その他にも、「税額控除額等のインセンティブの拡大」が34.5%、「契約に記載すべき事項等の簡素化」と答えた会員が32.7%であった。また、「特別試験研究費の額の算定方法の簡素化」も29.2%と、簡素化を望む会員が多い。税によるインセンティブを強めるためには、利用しやすい制度の構築が必要である。

問34 イノベーションボックス税制

特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用するイノベーションボックス税制が、欧州各国をはじめアジア諸国でも導入されている。我が国における導入についてたずねた。「企業立地競争力強化及び諸外国とのイコールフットイング確保の観点から我が国においてもイノベーションを促進し、知的財産権を活用するための税制を導入すべきである」と答えた会員が50.4%に上った。これに対して、「研究開発税制と二重の優遇となり、特定の納税者に適用が偏るおそれがあることからイノベーションボックス税制は導入すべきでない」は12.4%にすぎなかった。

(2) 法人関連税制

問35 グループ通算制度

令和2年度改正では、制度の簡素化とグループ経営の効率化に資する環境整備の観点から連結納税制度に代わりグループ通算制度が導入された。この制度についてどのように考えるかを

複数回答可でたずねた。「グループ通算制度において法人事業税、法人住民税への導入を検討して欲しい」が29.2%（昨年28.5%）と最多であったが、「グループ通算制度は適用を開始していないので、わからない」と答えた会員も21.2%にのぼった。しかしこの比率は、一昨年の26.4%、昨年の23.1%から低下している。その他の項目も含めて、グループ通算制度についての回答は分散している。

(3) 企業会計と法人税法との乖離

問36 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされている。そこで、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「資産の減損」が48.7%と最多であり（昨年46.9%）、「無形資産」31.0%（昨年25.4%）、「引当金、偶発債務、偶発資産」の30.1%（昨年33.9%）、「収益認識基準」の26.6%（昨年30.8%）が続いた。その他20%以上の会員があげた項目は、「有形固定資産」20.4%（昨年24.6%）であった。

問37 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義の今後の課題をたずねた。「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う」と答えた会員が51.3%（昨年54.6%）と最多であり、「所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する」の31.0%（昨年33.1%）が続いた。「確定決算主義を廃止する」と答えた会員は14.2%（昨年13.1%）と少数であった。確定決算主義は調整

を加えながら維持していく必要があることを示している。

(4) 税制の予測可能性

問38 課税上の取扱いや租税負担に関する予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、不透明であったり、特に、予測可能性を高めるべき領域があるかを複数回答可でたずねたところ、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）」が49.6%（昨年50.0%）であり、「移転価格税制」の47.8%（昨年48.5%）、「組織再編税制（クロスボーダー）」の38.1%（昨年40.0%）が続いた。このように、グローバル化した企業活動を反映した結果が出ている。

〔4〕 国際課税

問39 租税条約

近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が進むとともに、税務行政執行共助条約と BEPS 防止措置実施条約（MLI）が発効している。こうした状況変化の中で、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「租税条約の適用手続きの簡素化」の41.6%（昨年40.8%）が最多であり、「源泉地国課税の減免等の促進」の40.7%が続いた（昨年42.3%）。また、「恒久的施設の認定と帰属する利得の計算の明確化」も31.0%、「投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進」も28.3%と、多くの会員があげている。

問40 移転価格税制

移転価格税制では、OECD移転価格ガイドラインの改定に応じた国内法の改正がなされてきたところである。我が国の移転価格税制におい

て、今後改めるべき項目はどれかを複数回答可でたずねた。「文書化等に関する事務負担の軽減」と答えた会員が62.8%（昨年56.2%）と最多であり、「相互協議の円滑な推進」が44.3%（昨年39.2%）、「事前確認制度、事前相談体制の強化」が38.9%と続いた。

問41 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）

我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成29年度改正で、従来の仕組みを活かしつつ取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての主旨の明確化が図られた。その後、国税庁からの通達やQ&Aの公表があったほか、保険子会社に関する特例などの部分的な修正が行われてきている。現行制度に関し、どのような評価や問題に関心を持っているかを複数回答可でたずねた。「制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善（さらなる通達・指針等の公表を含む）を望みたい」と答えた会員が66.4%と半数を超えた（昨年62.3%）。また、「特定多国籍企業グループ等」に属する内国法人に対する「国際最低課税額」との関係を含め、外国子会社合算税制の適用について、海外展開を行う我が国企業にとっては引き続き注視しなければならない状況にある」と答えた会員も46.0%にのぼった。

問42 デジタル経済への対応

OECD/G20では、BEPS包摂的枠組みにおいて、企業の利得に関する「PEなければ課税なし」とする原則の見直し（第1の柱）に関し、2023年の多国間条約の署名と、2024年のその発効を目標とする一方で、軽減税国への利益移転への効果的な対処（第2の柱）に関しては、2022年中の国内法改正と2023年中の適用開始を目指すことが合意され、我が国でも、令和5年度改正で既に第2の柱の導入が始まっている。進展するデジタル経済への国際課税上の対応の

あり方について、現時点でどのような印象や考えを持っているかをたずねた。「第二の柱で合意された上記の仕組みは、タックス・ヘイブン対策税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多いと感じている。国内法化に際しては重複の排除や簡素化が欠かせない」と答えた会員が54.9%（昨年52.3%）と半数を超えた。また、「現時点では情報又は検討が不十分で不明な点が多い。2024年中の適用開始には少なからず不安がある」と答えた会員も41.6%にのぼった。

〔5〕消費税

（1）消費税率の引き上げと使途・軽減税率

問43 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

消費税率引き上げが令和元年10月に実施されたが、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定して消費税率はどの程度が妥当かをたずねた。昨年には現行の「10%」を妥当とする会員が最多（28.5%）であったが、今年は「13～15%」が27.4%と最多（昨年23.9%）となり、現状維持は22.1%に低下した。また、「15～18%」が13.3%、「20%」も11.5%であった。このように、半数の会員が消費税率の引き上げが妥当と考えている。

問44 使途及び目的税化

消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。今後、消費税率のさらなる引き上げが行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきかをたずねた。「税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対」が36.3%（昨年33.9%）と最多であったが、「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない」とする会員も32.7%（昨年33.9%）にのぼった。また、「社会保障以外の歳出を促してしま

うことのないよう、使途は限定する必要がある」も26.6%（昨年33.1%）であった。このように、消費税の使途に関しては会員の意見は分かれているが、消費税の一般財源化にこだわらないと考える会員が多い。

問45 軽減税率の適用

わが国消費税では軽減税率制度が実施されているが、軽減税率制度についてたずねたところ、会員の半数近く（46.9%）が「軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止する」と答えた（昨年55.4%）。低所得層への配慮が必要だとしても、軽減税率以外の方法で行うことも検討すべきである。

（2）インボイス制度

問46 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が本年10月から実施される。インボイス制度の導入についての考えを複数回答可でたずねたところ、「事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な税額計算の制度が必要」と答えた会員が36.3%（昨年42.3%）と最多であったが、制度自体については「軽減税率制度の有無に関係なく徴税の適正化の視点から必要」とする会員が31.9%にのぼった。

〔6〕地方税

（1）地方税のあり方

問47 地方税のあり方

地方税のあり方について複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う」と答えた会員が58.4%（昨年56.2%）と最多であり、「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹

底する」も38.1%（昨年31.5%）,「法人住民税, 法人事業税, 固定資産税, 都市計画税, 事業所税等の法人負担は, 応益負担として重いので見直す」も29.2%にのぼった。地方税の中でも地方法人課税に問題があるとする会員が多い。

(2) 個人住民税

問48 個人住民税

個人住民税は固定資産税と並ぶ地方の基幹税である。現在, 税率構造は比例税であり, 国税の所得税と比べて応益課税としての性格を強く持っていると言われている。今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答可でたずねたところ,「現行制度を維持する」が35.4%と最多であった（昨年36.2%）。「前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については, 所得発生と税負担の各時点を近づけるため, 現年課税に変更する」も34.5%とほぼ同率であった（昨年29.2%）。「均等割（市町村民税：年3,500円, 道府県民税：年1,500円）については, 引き上げる」は18.6%（昨年25.4%）であった。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから, 地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

(3) 法人住民税・法人事業税等

問49 法人住民税・事業税

法人住民税, 法人事業税のあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ,「全国に支店・営業所を有する法人にとっては, 所在地の各県・市町村に法人住民税, 法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので, eLTAX を利用した一括申告・納付等により利便性を向上させる」と答えた会員が62.8%と最多であった。また,「外形標準課税は, 所得割, 付加価値割, 資本割が併用される等, 仕組みが複雑であるので, 簡素化する」も43.4%と半数近い会員があげた（昨年43.9%）。税の簡素化を求める会員が多い。

(4) 固定資産税

問50 固定資産税

償却資産に対する固定資産税のあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ,「償却資産に対する固定資産税は, 廃止する」が62.0%に達した（昨年63.9%）。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの, 償却資産の大小と市町村の公共サービスとの間の関連性は希薄であり, 課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

〔7〕 その他の税制等

(1) 環境関連税制

問51 グリーン社会の実現と税制

日本は, グリーン社会の実現を目指し, 成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ, 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言した。今年制定された GX 実現に向けた基本方針には, 炭素に対する賦課金・排出量取引制度の導入など成長志向型カーボンプライシング構想が盛り込まれている。グリーン社会の実現と税制についての考えをたずねた。「炭素税は, 国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから, 既存税制の評価を行った上で, その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である」と答えた会員が40.7%と最多であったが, 昨年の50.8%から10ポイント低下している。また,「炭素税は, カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い, イノベーションを阻害し, グリーン社会の実現に逆行するので反対である」と答えた会員は, 昨年の16.9%から今年は6.2%に低下した。それに対して,「炭素排出に値付けをする経済的手法は, 成長志向型カーボンプライシング構想に則り, イノベーションや投資を促進し, 産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるよう, 各種の政策手段との組合せ, 導入時期や対象範囲,

負担水準、使途など適切な制度設計が必要である」が26.6%、「持続的な経済成長や産業の競争力強化のためには、本格的な炭素税の導入を含むカーボンプライシングの活用を進め、主要国に遅れることなく、脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要」と答えた会員も20.4%に上った。このように、炭素税を含むカーボンプライシングの活用を支持する会員が増えている。

問52 車体課税

車体課税については、令和元年度改正以降、(1)自動車取得税の廃止、(2)自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度等、燃費性能や環境性能等に応じた免税・軽減が行われ、減免措置の恒久化、原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえた見直しが行われてきた。今後、自動車の保有・利用形態、自動車産業における変革、電動車の普及等を踏まえて見直しが検討されているところであるが、自動車関連諸税のあり方についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「自動車に対しては、取得、保有、利用（走行）の各段階でいくつもの税（国税・地方税）が課されており、税体系が複雑で、国際的にみても負担水準が高くなっていることから、税制の簡素化、負担軽減を図る必要がある」と答えた会員が半数近くの48.7%にのぼった。その他の回答としては、「自動車関連諸税については、道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担金的性格を明確化し、目的税化する」、「エコカー減税、グリーン化特例及び環境性能割についてはカーボンニュートラル目標の実現と整合的なものとなるよう、基準の厳格化を進めるべきである」がそれぞれ18.6%であった。車体課税の在り方に関しては、今後さらに検討を加える必要がある。

Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

問53 税務に関するコーポレートガバナンス

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であるとの観点から、税務当局はその充実に向けた取組を推進している。最近では、リスク・ベース・アプローチ（RBA）の考え方に基づく見直しが行われ、その取組は一層進展しているところである。税務コーポレートガバナンスにおけるこうした取組をどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「指揮・監督等に対するトップマネジメントの適切な関与が必要」が53.1%、「経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要」が52.2%、「企業の取組をできるだけ尊重し、調査の必要度を決定すべき」が48.7%と、それぞれ約半数の会員が回答している。いずれも、企業の自主的な取組に重きを置くべきとする回答であると考えられる。

問54 企業の税務ガバナンス

グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっている。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を複数回答可でたずねたところ、会員の59.3%が「本社の税務人員の強化」と答え（昨年53.1%）、「経営層の理解度・認知度の向上」の54.0%がこれに次いだ（昨年56.2%）。その他の事項については、「税務情報のアップデート・収集」が41.6%（昨年43.1%）、「海外子会社の税務人員の強化」が39.8%、「部門間のコミュニケーション」が38.9%であった。

問55 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤となることが期待されている。マイナ

ンバー制度についての考えを3つ以内でたずねた。「国民の利便性を高めるため、社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことが望まれる」と答えた会員が48.7%（昨年50.8%）と約半数であった。また、「行政の効率を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき」も35.4%であった（昨年44.6%）。しかし同時に、「個人情報漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理を望む」と答えた会員も50.4%（昨年45.4%）に達しており、マイナンバー制度については、セキュリティを確保しながら、積極的に活用すべきと考える会員が多い。

問56 納税者の知見・意識の向上

国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税意識を高めるために、どのような施策が有効かを複数回答可でたずねた。「学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」と答えた会員が77.9%に達した（昨年76.2%）。また、「広報活動を持続的、かつ、

幅広く実施する」も45.1%（昨年50.0%）であった。

問57 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が重要かをたずねた。主たる回答としては、「電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化をさらに推進する」が61.1%、「予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる」が49.6%、「地方税申告・納付の簡素化を図る」が47.8%となった。租税制度の改革が重要であることは言うまでもないが、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。

Ⅳ 当協会へのご要望等

（略）

税制に関する意見（アンケート）調査（2023）

（公社）日本租税研究協会

	維持（法人）会員			租研役員・評議員			通常（個人）会員			全体		
	送付数	309		送付数	96		送付数	463		送付数	868	
	回収数	61		回収数	23		回収数	29		回収数	113	
	回収率	19.74%		回収率	23.96%		回収率	6.26%		回収率	13.02%	
I. 財政及び税制全般												
1. 経済及び財政政策全般												
(1) 全般												
【問1】 日本が抱える政策課題												
日本が取り組むべき構造的な政策課題のうち優先すべきものを3つお選びください。												
イ) 防災・減災・レジリエンスの強化	(イ)	9	14.8%	(イ)	5	21.7%	(イ)	6	20.7%	(イ)	20	17.7%
ロ) 社会資本の更新・充実・強化	(ロ)	6	9.8%	(ロ)	3	13.0%	(ロ)	3	10.3%	(ロ)	12	10.6%
ハ) 経済成長政策*	(ハ)	38	62.3%	(ハ)	20	87.0%	(ハ)	12	41.4%	(ハ)	70	62.0%
ニ) 経済貿易連携の推進	(ニ)	1	1.6%	(ニ)	1	4.4%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.8%
ホ) 規制改革	(ホ)	5	8.2%	(ホ)	1	4.4%	(ホ)	3	10.3%	(ホ)	9	8.0%
ヘ) 行政改革	(ヘ)	4	6.6%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	5	17.2%	(ヘ)	9	8.0%
ト) 新たな税制・抜本的改革	(ト)	9	14.8%	(ト)	4	17.4%	(ト)	3	10.3%	(ト)	16	14.2%
チ) 財政の健全化	(チ)	31	50.8%	(チ)	10	43.5%	(チ)	16	55.2%	(チ)	57	50.4%
リ) 持続性のある社会保障の構築	(リ)	16	26.2%	(リ)	5	21.7%	(リ)	3	10.3%	(リ)	24	21.2%
ス) 地方創生	(ス)	2	3.3%	(ス)	0	0.0%	(ス)	4	13.8%	(ス)	6	5.3%
ル) 少子化対策・こども政策	(ル)	25	41.0%	(ル)	4	17.4%	(ル)	14	48.3%	(ル)	43	38.1%
ヲ) 文教・科学技術の振興	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	3	10.3%	(ヲ)	3	2.7%
ワ) 資源・エネルギー政策	(ワ)	14	23.0%	(ワ)	7	30.4%	(ワ)	6	20.7%	(ワ)	27	23.9%
カ) グリーントランスフォーメーション（GX）の実現	(カ)	7	11.5%	(カ)	4	17.4%	(カ)	1	3.5%	(カ)	12	10.6%
ヨ) デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速	(ヨ)	10	16.4%	(ヨ)	4	17.4%	(ヨ)	3	10.3%	(ヨ)	17	15.0%
タ) 包摂社会の実現	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%
レ) その他（具体的に記入ください） *「人への投資」「賃上げ」「スタートアップ」「イノベーション」を含む	(レ)	2	3.3%	(レ)	0	0.0%	(レ)	1	3.5%	(レ)	3	2.7%
(2) 経済及び財政政策												
【問2】 財政赤字と財政健全化目標												
我が国の財政収支・プライマリーバランスは赤字が続いており、令和2年度以降大幅に拡大しています。国・地方の長期債務残高は1200兆円を超え、対GDP比2.6倍と国際的にも突出した水準になっています。中長期的に見て財政構造改革は依然として重要な政策課題ですが、財政健全化に関して、あなたの考え方に近い選択肢はどれですか。												
イ) 歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある。	(イ)	40	65.6%	(イ)	12	52.2%	(イ)	13	44.8%	(イ)	65	57.5%
ロ) 消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある。	(ロ)	4	6.6%	(ロ)	1	4.4%	(ロ)	5	17.2%	(ロ)	10	8.9%
ハ) 経済成長を優先し、税収増を活用する必要がある。	(ハ)	12	19.7%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	9	31.0%	(ハ)	26	23.0%
ニ) その他（具体的に記入ください）	(ニ)	2	3.3%	(ニ)	5	21.7%	(ニ)	2	6.9%	(ニ)	9	8.0%
【問3】 財政健全化の取組を担保する仕組み												
財政健全化推進のためには、どのようにすべきと考えますか。												
イ) 財政健全化法を制定する。	(イ)	12	19.7%	(イ)	4	17.4%	(イ)	8	27.6%	(イ)	24	21.2%
ロ) 政府や政治から独立した立場で財政状況の分析、財政運営の評価・検証を行い、財政健全化の達成状況をモニタリングする独立財政機関を設置する。	(ロ)	14	23.0%	(ロ)	6	26.1%	(ロ)	4	13.8%	(ロ)	24	21.2%

ハ) 中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強める。	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	2	6.9%	(ハ)	15	13.3%
ニ) 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する。	(ニ)	11	18.0%	(ニ)	5	21.7%	(ニ)	5	17.2%	(ニ)	21	18.6%
ホ) 経済成長を通じて税収増を目指すことが重要であり、財政健全化目標のあり方は、有事には柔軟性をも許容する現在の形のままで良い。	(ホ)	10	16.4%	(ホ)	2	8.7%	(ホ)	8	27.6%	(ホ)	20	17.7%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	2	3.3%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	2	6.9%	(ヘ)	5	4.4%
【問4】 歳出削減												
高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等により、わが国の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れないようにも思えます。その場合、今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。（複数回答可）												
イ) 社会保障	(イ)	34	55.7%	(イ)	15	65.2%	(イ)	8	27.6%	(イ)	57	50.4%
ロ) 公共事業	(ロ)	20	32.8%	(ロ)	7	30.4%	(ロ)	10	34.5%	(ロ)	37	32.7%
ハ) 防衛	(ハ)	3	4.9%	(ハ)	2	8.7%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	10	8.9%
ニ) 文教・科学振興	(ニ)	1	1.6%	(ニ)	1	4.4%	(ニ)	1	3.5%	(ニ)	3	2.7%
ホ) 地方交付税等	(ホ)	16	26.2%	(ホ)	7	30.4%	(ホ)	7	24.1%	(ホ)	30	26.6%
ヘ) 公務員人件費	(ヘ)	17	27.9%	(ヘ)	6	26.1%	(ヘ)	4	13.8%	(ヘ)	27	23.9%
ト) 特別会計、独立行政法人等	(ト)	39	63.9%	(ト)	13	56.5%	(ト)	8	27.6%	(ト)	60	53.1%
チ) 削減すべきものはない	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	3.5%	(チ)	1	0.9%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ)	3	4.9%	(リ)	2	8.7%	(リ)	3	10.3%	(リ)	8	7.1%
(3) 受益と負担												
【問5】 受益と負担水準												
我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっており、その財政負担を将来世代へ先送りしている状況です。今後、少子高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになりますが、今後の社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。												
イ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とする。	(イ)	14	23.0%	(イ)	4	17.4%	(イ)	9	31.0%	(イ)	27	23.9%
ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す。	(ロ)	39	63.9%	(ロ)	17	73.9%	(ロ)	18	62.1%	(ロ)	74	65.5%
ハ) 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉－高負担」に踏み出す。	(ハ)	2	3.3%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	2	6.9%	(ハ)	4	3.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	3	4.9%	(ニ)	2	8.7%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	5	4.4%
【問6】 国民負担率に関する意識												
我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は46.8%（令和5年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が約3分の1となっている現状からすれば、国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。												
（参考）各国の国民負担率（日本は2023年度、日本以外は2020年）												
日本46.8% アメリカ32.3% イギリス46.0%												
ドイツ54.0% フランス69.9%												
スウェーデン54.5%												

イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。	(イ)	2	3.3%	(イ)	1	4.4%	(イ)	4	13.8%	(イ)	7	6.2%
ロ) 50%程度を限度とする。	(ロ)	28	45.9%	(ロ)	18	78.3%	(ロ)	12	41.4%	(ロ)	58	51.3%
ハ) 現状レベルを維持する。	(ハ)	19	31.2%	(ハ)	1	4.4%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	24	21.2%
ニ) 現状でも、負担レベルが高く、負担レベルを下げる。	(ニ)	7	11.5%	(ニ)	1	4.4%	(ニ)	9	31.0%	(ニ)	17	15.0%
ホ) その他（具体的に記入ください）	(ホ)	1	1.6%	(ホ)	2	8.7%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	2.7%
【問7】 社会保障改革の方向性について												
社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、膨張を続ける社会保障関係費の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化に向けた検討課題として挙げられている下記の項目のうち、優先的に取り組むべきものを3つ以内でお選びください。												
イ) 医療の効率化（医療提供体制の改革、医療の無駄排除等）	(イ)	48	78.7%	(イ)	19	82.6%	(イ)	21	72.4%	(イ)	88	77.9%
ロ) 生活保護の適正化	(ロ)	13	21.3%	(ロ)	2	8.7%	(ロ)	15	51.7%	(ロ)	30	26.6%
ハ) 少子化対策の抑制（子育て支援なども含む）	(ハ)	12	19.7%	(ハ)	2	8.7%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	18	15.9%
ニ) サービス単価の抑制（薬価・調剤報酬・介護報酬等）	(ニ)	13	21.3%	(ニ)	6	26.1%	(ニ)	6	20.7%	(ニ)	25	22.1%
ホ) 高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）	(ホ)	34	55.7%	(ホ)	15	65.2%	(ホ)	8	27.6%	(ホ)	57	50.4%
ヘ) 年金支給開始年齢の引き上げ	(ヘ)	4	6.6%	(ヘ)	2	8.7%	(ヘ)	6	20.7%	(ヘ)	12	10.6%
ト) 年金給付額の引き下げ	(ト)	3	4.9%	(ト)	1	4.4%	(ト)	1	3.5%	(ト)	5	4.4%
チ) 高所得者の年金給付額の引き下げ	(チ)	17	27.9%	(チ)	7	30.4%	(チ)	7	24.1%	(チ)	31	27.4%
リ) デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底	(リ)	7	11.5%	(リ)	5	21.7%	(リ)	3	10.3%	(リ)	15	13.3%
ヌ) その他（具体的に記入ください）	(ヌ)	5	8.2%	(ヌ)	2	8.7%	(ヌ)	2	6.9%	(ヌ)	9	8.0%
【問8】 社会保障財源について												
社会保障給付費用（年金・医療・介護、子育てその他）は年々増加し、2023年度（予算ベース）では134兆円に上っています。その財源は保険料（77.5兆円）のほか、公費負担（税・国債53.2兆円）等により賄われており、国の一般会計歳出における社会保障費は32.3%、国債費は22.1%を占めています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳～）となり医療・介護等の費用や少子化対策費用も急速に増加すると見込まれます。その場合、社会保障政策に関する財源として最も優先すべきものはどれですか。												
イ) 消費税の引上げにより賄うべき	(イ)	23	37.7%	(イ)	10	43.5%	(イ)	11	37.9%	(イ)	44	38.9%
ロ) 社会保険料の負担増により賄うべき	(ロ)	5	8.2%	(ロ)	2	8.7%	(ロ)	3	10.3%	(ロ)	10	8.9%
ハ) 国債発行により賄うべき	(ハ)	7	11.5%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	3	10.3%	(ハ)	10	8.9%
ニ) 税体系全般の見直しにより財源を確保すべき	(ニ)	16	26.2%	(ニ)	8	34.8%	(ニ)	7	24.1%	(ニ)	31	27.4%
ホ) その他	(ホ)	5	8.2%	(ホ)	3	13.0%	(ホ)	5	17.2%	(ホ)	13	11.5%
2. 税制全般												
(1) 税制改正に向けての基本的視点												
【問9】 租税原則												
次の租税原則のうち、税制改正において、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。												
イ) 公平性の確保	(イ)	33	54.1%	(イ)	16	69.6%	(イ)	16	55.2%	(イ)	65	57.5%
ロ) 中立性の確保	(ロ)	4	6.6%	(ロ)	2	8.7%	(ロ)	4	13.8%	(ロ)	10	8.9%
ハ) 簡素性の確保	(ハ)	21	34.4%	(ハ)	4	17.4%	(ハ)	8	27.6%	(ハ)	33	29.2%
ニ) その他（具体的に記入ください）	(ニ)	1	1.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	3.5%	(ニ)	2	1.8%

【問10】 税制改革にあたって重要な視点 税制改革に当たり、租税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。3つ以内でお選びください。 イ) 経済成長 ロ) 少子高齢化への対応 ハ) 所得格差の是正（所得再分配機能の回復） ニ) 世代間格差の是正 ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正） ヘ) 安定的な税収の確保 ト) デジタル社会の進展 チ) 国際的な調和 リ) 地方分権の推進（国税と地方税の役割分担の明確化を含む） ス) 脱炭素社会への取組 ル) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 45 73.8% (ロ) 23 37.7% (ハ) 9 14.8% (ニ) 13 21.3% (ホ) 3 4.9% (ヘ) 26 42.6% (ト) 11 18.0% (チ) 18 29.5% (リ) 0 0.0% (ス) 3 4.9% (ル) 1 1.6%	(イ) 19 82.6% (ロ) 4 17.4% (ハ) 3 13.0% (ニ) 1 4.4% (ホ) 1 4.4% (ヘ) 14 60.9% (ト) 7 30.4% (チ) 10 43.5% (リ) 0 0.0% (ス) 3 13.0% (ル) 1 4.4%	(イ) 12 41.4% (ロ) 16 55.2% (ハ) 7 24.1% (ニ) 9 31.0% (ホ) 2 6.9% (ヘ) 9 31.0% (ト) 5 17.2% (チ) 6 20.7% (リ) 2 6.9% (ス) 3 10.3% (ル) 1 3.5%	(イ) 76 67.3% (ロ) 43 38.1% (ハ) 19 16.8% (ニ) 23 20.4% (ホ) 6 5.3% (ヘ) 49 43.4% (ト) 23 20.4% (チ) 34 30.1% (リ) 2 1.8% (ス) 9 8.0% (ル) 3 2.7%
【問11】 税目別バランスと税制改正 日本の課税状況（国税・地方税計）は、令和5年度（予算ベース）で、所得課税が29.8%、法人課税が22.0%、消費課税が34.8%、資産課税が13.3%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。 （参考）各国の税目別バランス 日本 所得31.4%、法人19.6%、消費35.0%、資産14.0%（2020年度実績） アメリカ 所得54.0%、法人 6.5%、消費22.9%、資産16.6%（2020年実績） ドイツ 所得44.8%、法人 7.1%、消費42.6%、資産 5.5%（ ） フランス 所得31.4%、法人 7.6%、消費40.2%、資産20.8%（ ） イギリス 所得36.2%、法人 9.2%、消費39.4%、資産15.2%（ ） イ) 消費税をより重視する ロ) 消費税と所得税をより重視する ハ) 所得税をより重視する ニ) 資産課税をより重視する ホ) 法人課税をより重視する ヘ) 日本の現状を維持 ト) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 19 31.2% (ロ) 13 21.3% (ハ) 4 6.6% (ニ) 3 4.9% (ホ) 8 13.1% (ヘ) 10 16.4% (ト) 1 1.6%	(イ) 13 56.5% (ロ) 8 34.8% (ハ) 0 0.0% (ニ) 0 0.0% (ホ) 0 0.0% (ヘ) 1 4.4% (ト) 0 0.0%	(イ) 8 27.6% (ロ) 5 17.2% (ハ) 3 10.3% (ニ) 3 10.3% (ホ) 7 24.1% (ヘ) 3 10.3% (ト) 0 0.0%	(イ) 40 35.4% (ロ) 26 23.0% (ハ) 7 6.2% (ニ) 6 5.3% (ホ) 15 13.3% (ヘ) 14 12.4% (ト) 1 0.9%
Ⅱ. 各税目 1. 個人所得税 (1) 税収調達機能と所得再分配機能 【問12】 個人所得税と税収調達機能 個人所得税の負担のあり方についてどのようにお考えですか。（複数回答可） イ) 低所得層については減税をするべき ロ) 低所得層については増税をするべき ハ) 中所得層については減税をするべき ニ) 中所得層については増税をするべき ホ) 高所得層については減税をするべき ヘ) 高所得層については増税をするべき ト) 現状で妥当 チ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 5 8.2% (ロ) 3 4.9% (ハ) 8 13.1% (ニ) 3 4.9% (ホ) 4 6.6% (ヘ) 24 39.3% (ト) 21 34.4% (チ) 5 8.2%	(イ) 3 13.0% (ロ) 3 13.0% (ハ) 3 13.0% (ニ) 2 8.7% (ホ) 0 0.0% (ヘ) 12 52.2% (ト) 5 21.7% (チ) 2 8.7%	(イ) 5 17.2% (ロ) 2 6.9% (ハ) 3 10.3% (ニ) 6 20.7% (ホ) 1 3.5% (ヘ) 16 55.2% (ト) 7 24.1% (チ) 0 0.0%	(イ) 13 11.5% (ロ) 8 7.1% (ハ) 14 12.4% (ニ) 11 9.7% (ホ) 5 4.4% (ヘ) 52 46.0% (ト) 33 29.2% (チ) 7 6.2%

【問13】 所得階層について 税制改正等で中所得層について話題になることがあります。どの範囲の所得層を中所得層と考えていますか。該当する範囲を以下の選択肢から全てお選び下さい。 ＊個人の年収でご回答ください 例：年収400万～800万円までの場合、ホ)、へ)、ト)、チ)を全て選択。 イ) 年収100万円以下 ロ) 年収100万円超200万円以下 ハ) 年収200万円超300万円以下 ニ) 年収300万円超400万円以下 ホ) 年収400万円超500万円以下 へ) 年収500万円超600万円以下 ト) 年収600万円超700万円以下 チ) 年収700万円超800万円以下 リ) 年収800万円超900万円以下 ヌ) 年収900万円超1000万円以下 ル) 年収1000万円超1500万円以下 ヲ) 年収1500万円超2000万円以下 ワ) 年収2500万円超	(イ) 0 0.0% (ロ) 0 0.0% (ハ) 0 0.0% (ニ) 4 6.6% (ホ) 33 54.1% (へ) 43 70.5% (ト) 41 67.2% (チ) 39 63.9% (リ) 22 36.1% (ヌ) 15 24.6% (ル) 6 9.8% (ヲ) 1 1.6% (ワ) 0 0.0%	(イ) 0 0.0% (ロ) 0 0.0% (ハ) 0 0.0% (ニ) 2 8.7% (ホ) 15 65.2% (へ) 16 69.6% (ト) 18 78.3% (チ) 17 73.9% (リ) 12 52.2% (ヌ) 7 30.4% (ル) 2 8.7% (ヲ) 0 0.0% (ワ) 0 0.0%	(イ) 0 0.0% (ロ) 0 0.0% (ハ) 0 0.0% (ニ) 2 6.9% (ホ) 8 27.6% (へ) 19 65.5% (ト) 20 69.0% (チ) 22 75.9% (リ) 16 55.2% (ヌ) 9 31.0% (ル) 2 6.9% (ヲ) 0 0.0% (ワ) 0 0.0%	(イ) 0 0.0% (ロ) 0 0.0% (ハ) 0 0.0% (ニ) 8 7.1% (ホ) 56 49.6% (へ) 78 69.0% (ト) 79 69.9% (チ) 78 69.0% (リ) 50 44.3% (ヌ) 31 27.4% (ル) 10 8.9% (ヲ) 1 0.9% (ワ) 0 0.0%																
【問14】 税制による所得再分配 わが国の所得税制による所得再分配について、今後の方向性としてどのようにお考えですか。 イ) 所得の再分配機能を強める。 ロ) 現行制度を継続する。 ハ) 所得の再分配機能を抑制する。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 27 44.3% (ロ) 28 45.9% (ハ) 3 4.9% (ニ) 1 1.6%	(イ) 11 47.8% (ロ) 8 34.8% (ハ) 2 8.7% (ニ) 2 8.7%	(イ) 10 34.5% (ロ) 10 34.5% (ハ) 3 10.3% (ニ) 3 10.3%	(イ) 48 42.5% (ロ) 46 40.7% (ハ) 8 7.1% (ニ) 6 5.3%																
(2) 税率と所得控除等 【問15】 税率構造と適用ブラケット 所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5％から45％の7段階に区分されています。所得税制における税率構造と適用ブラケット（課税される所得金額の範囲）について最も重要な改正論点はどれでしょうか。 参考：所得税の税率表 <table><tr><td>課税される所得金額</td><td>税率</td></tr><tr><td>1,000円 から 1,949,000円まで</td><td>5 %</td></tr><tr><td>1,950,000円 から 3,299,000円まで</td><td>10%</td></tr><tr><td>3,300,000円 から 6,949,000円まで</td><td>20%</td></tr><tr><td>6,950,000円 から 8,999,000円まで</td><td>23%</td></tr><tr><td>9,000,000円 から 17,999,000円まで</td><td>33%</td></tr><tr><td>18,000,000円 から 39,999,000円まで</td><td>40%</td></tr><tr><td>40,000,000円 以上</td><td>45%</td></tr></table> イ) 税率10％以下のブラケットの上限金額を下げる。 ロ) 最高税率のみを現在よりも引き上げる。 ハ) 最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす。 ニ) 現行の税率構造等を維持する。 ホ) その他（具体的にご記入ください）	課税される所得金額	税率	1,000円 から 1,949,000円まで	5 %	1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	40,000,000円 以上	45%	(イ) 8 13.1% (ロ) 17 27.9% (ハ) 14 23.0% (ニ) 15 24.6% (ホ) 4 6.6%	(イ) 7 30.4% (ロ) 6 26.1% (ハ) 3 13.0% (ニ) 3 13.0% (ホ) 2 8.7%	(イ) 2 6.9% (ロ) 11 37.9% (ハ) 7 24.1% (ニ) 6 20.7% (ホ) 3 10.3%	(イ) 17 15.0% (ロ) 34 30.1% (ハ) 24 21.2% (ニ) 24 21.2% (ホ) 9 8.0%
課税される所得金額	税率																			
1,000円 から 1,949,000円まで	5 %																			
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%																			
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%																			
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%																			
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%																			
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%																			
40,000,000円 以上	45%																			

【問16】 給与所得控除の在り方 給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。 (注) 近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復、働き方の多様化への対応などの観点から給与所得控除について次のような見直しが行われています。 ・給与所得控除の上限設定 給与所得控除については、平成29年～平成31年分は年収1000万円を越えると220万円、令和2年分以後は年収850万円を超えると195万円（子育て世帯は特例で上限210万円）で固定とされました。 ・給与所得控除から基礎控除への振替え ・特定支出控除の見直し イ) 給与所得控除は拡大すべきである。 ロ) 給与所得控除は現行で妥当である。 ハ) 給与所得控除はさらに縮小すべきである。 ニ) 給与所得控除は廃止し、特定支出控除に置き替える。 ホ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 13 21.3% (ロ) 37 60.7% (ハ) 5 8.2% (ニ) 2 3.3% (ホ) 1 1.6%	(イ) 0 0.0% (ロ) 16 69.6% (ハ) 3 13.0% (ニ) 1 4.4% (ホ) 1 4.4%	(イ) 3 10.3% (ロ) 14 48.3% (ハ) 9 31.0% (ニ) 3 10.3% (ホ) 0 0.0%	(イ) 16 14.2% (ロ) 67 59.3% (ハ) 17 15.0% (ニ) 6 5.3% (ホ) 2 1.8%
(3) その他 【問17】 総合課税と金融所得課税の一元化 現行の金融所得に対する課税の一元化（分離課税制度）について、どのようにお考えですか。 イ) 金融所得についても他の所得と合算して累進税率を適用する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化（現行の分離課税制度）は反対。 ロ) 資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する。 ハ) 現行の総合課税制度と金融所得課税制度を維持する。 ニ) 金融所得に対する分離課税制度は維持すべきであるが、適用税率を引き上げるべき。 ホ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 12 19.7% (ロ) 25 41.0% (ハ) 16 26.2% (ニ) 4 6.6% (ホ) 1 1.6%	(イ) 3 13.0% (ロ) 10 43.5% (ハ) 4 17.4% (ニ) 2 8.7% (ホ) 2 8.7%	(イ) 6 20.7% (ロ) 10 34.5% (ハ) 6 20.7% (ニ) 7 24.1% (ホ) 0 0.0%	(イ) 21 18.6% (ロ) 45 39.8% (ハ) 26 23.0% (ニ) 13 11.5% (ホ) 3 2.7%
【問18】 公的年金課税 働き方の多様化に対応し、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、平成30年度改正において、多額の所得がある年金受給者については、公的年金等控除の上限の設定及び基礎控除の引き上げ分を上回る控除額の引き下げが行われました。公的年金課税についてどう考えますか。（複数回答可） イ) 年金課税については、拠出時・運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税とすべきである。 ロ) 多額の資産を有する年金受給者についても、公的年金等控除額の引き下げや上限の設定を行う。 ハ) 現行の制度を維持する。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 11 18.0% (ロ) 22 36.1% (ハ) 25 41.0% (ニ) 1 1.6%	(イ) 6 26.1% (ロ) 8 34.8% (ハ) 6 26.1% (ニ) 1 4.4%	(イ) 9 31.0% (ロ) 9 31.0% (ハ) 10 34.5% (ニ) 1 3.5%	(イ) 26 23.0% (ロ) 39 34.5% (ハ) 41 36.3% (ニ) 3 2.7%

【問19】 所得税のその他の改正 問12～18までの所得税の論点以外で重要と思われる改正論点はどれでしょうか。（複数回答可） イ） 老後に向けた資産形成の支援のため、令和6年度以降もNISA等の拡充を図る。 ロ） 賃金の支給形態の多様化が進む中で、退職給付に対する税制上の優遇の見直しを図る。 ハ） 働き方の違い等によって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する。 ニ） 特別な人的控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等）について簡素化をする。 ホ） 各種保険料控除の控除水準適正化を図る。 ヘ） 公益的活動に関する寄附金控除を拡充する。（*ふるさと納税を除く） ト） 所得控除を全般的に見直し、可能な限り所得控除を税額控除に改める。 チ） 所得の増加に応じて諸控除を通減又は消失させる所得控除を導入する。 リ） 低所得者対策として、税額控除方式（給付も含め）を導入する。 ス） 所得控除の整理等により課税最低限を引き下げ、所得税の課税対象となる人の数を増やす。 ル） その他（具体的にご記入ください）	(イ) 20 32.8%	(イ) 6 26.1%	(イ) 8 27.6%	(イ) 34 30.1%
	(ロ) 12 19.7%	(ロ) 6 26.1%	(ロ) 11 37.9%	(ロ) 29 25.7%
	(ハ) 29 47.5%	(ハ) 11 47.8%	(ハ) 14 48.3%	(ハ) 54 47.8%
	(ニ) 6 9.8%	(ニ) 4 17.4%	(ニ) 7 24.1%	(ニ) 17 15.0%
	(ホ) 6 9.8%	(ホ) 2 8.7%	(ホ) 5 17.2%	(ホ) 13 11.5%
	(ヘ) 1 1.6%	(ヘ) 2 8.7%	(ヘ) 6 20.7%	(ヘ) 9 8.0%
	(ト) 16 26.2%	(ト) 6 26.1%	(ト) 2 6.9%	(ト) 24 21.2%
	(チ) 2 3.3%	(チ) 1 4.4%	(チ) 4 13.8%	(チ) 7 6.2%
	(リ) 6 9.8%	(リ) 3 13.0%	(リ) 2 6.9%	(リ) 11 9.7%
	(ス) 5 8.2%	(ス) 3 13.0%	(ス) 3 10.3%	(ス) 11 9.7%
	(ル) 4 6.6%	(ル) 2 8.7%	(ル) 1 3.5%	(ル) 7 6.2%
2. 相続税・贈与税				
【問20】 相続税 相続税が課せられる割合は令和3年では9.3%となっています。また、相続税の税率は10%から55%の超過累進税率となっています。現行の相続税についてどのように考えますか。（複数回答可） イ） 相続税の税率を引き上げる。 ロ） 相続税の基礎控除を引き下げる。 ハ） 相続税の税率を引き下げる。 ニ） 相続税の基礎控除を引き上げる。 ホ） 現行のままでよい。 ヘ） その他（具体的にご記入ください）	(イ) 11 18.0%	(イ) 3 13.0%	(イ) 9 31.0%	(イ) 23 20.4%
	(ロ) 6 9.8%	(ロ) 3 13.0%	(ロ) 6 20.7%	(ロ) 15 13.3%
	(ハ) 6 9.8%	(ハ) 2 8.7%	(ハ) 5 17.2%	(ハ) 13 11.5%
	(ニ) 13 21.3%	(ニ) 4 17.4%	(ニ) 6 20.7%	(ニ) 23 20.4%
	(ホ) 26 42.6%	(ホ) 10 43.5%	(ホ) 9 31.0%	(ホ) 45 39.8%
	(ヘ) 2 3.3%	(ヘ) 2 8.7%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 4 3.5%
【問21】 贈与税の非課税措置 贈与税については、高齢化に伴う資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされています。一方で、節税的な利用を制限するなど、格差固定を防止する観点からの見直しが加えられています。贈与税の非課税措置についてどのように考えますか。 イ） 高齢者の保有する資産の有効活用という政策目的には意義があり、経済活性化にも資するものであるため積極的に拡充する。 ロ） 政策目的として導入されているが、格差固定につながり、公平性の観点からも好ましくないため、縮小・廃止する。 ハ） 現行のままでよい。 ニ） その他（具体的にご記入ください）	(イ) 24 39.3%	(イ) 6 26.1%	(イ) 9 31.0%	(イ) 39 34.5%
	(ロ) 10 16.4%	(ロ) 5 21.7%	(ロ) 8 27.6%	(ロ) 23 20.4%
	(ハ) 21 34.4%	(ハ) 8 34.8%	(ハ) 10 34.5%	(ハ) 39 34.5%
	(ニ) 2 3.3%	(ニ) 2 8.7%	(ニ) 2 6.9%	(ニ) 6 5.3%

【問22】 事業承継税制 我が国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、平成21年度税制改正において事業承継税制が導入されました。これは、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される制度であり、平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの見直しが図られました。また、令和元年度税制改正において個人事業者の事業承継税制も導入されています。我が国の事業承継税制についてどのように考えますか。 イ) 事業承継税制を拡充する。 ロ) 事業承継税制を縮小（廃止を含む）する。 ハ) 現行のままでよい。 ニ) その他（具体的に記入ください）	(イ) 29 47.5% (ロ) 2 3.3% (ハ) 25 41.0% (ニ) 2 3.3%	(イ) 9 39.1% (ロ) 1 4.4% (ハ) 10 43.5% (ニ) 1 4.4%	(イ) 15 51.7% (ロ) 5 17.2% (ハ) 9 31.0% (ニ) 0 0.0%	(イ) 53 46.9% (ロ) 8 7.1% (ハ) 44 38.9% (ニ) 3 2.7%
3. 法人税 (1) 法人実効税率と課税ベース 【問23】 法人税改革 法人課税については、近年の税制改革の中、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図られてきました。法人税の基本的項目における改革について重要と考えるものを3つ以内で選択してください。 イ) 法人実効税率 ロ) 課税ベース ハ) 納税環境（電子申告・電子納税等） ニ) グループ法人税制 ホ) グループ通算制度 ヘ) 組織再編税制（国内） ト) 組織再編税制（クロスボーダー） チ) 事業体課税 リ) 役員給与等 ヌ) 欠損金 ル) 損金経理要件 ヲ) 引当金制度 ワ) 受取配当の益金不算入割合 カ) 企業年金等の積立金に係る特別法人税 ヨ) 租税条約 タ) 移転価格税制 レ) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制） ソ) 外国税額控除制度 ツ) 過少資本税制、過大支払利子等 ネ) その他（具体的に記入ください）	(イ) 31 50.8% (ロ) 11 18.0% (ハ) 5 8.2% (ニ) 2 3.3% (ホ) 11 18.0% (ヘ) 7 11.5% (ト) 5 8.2% (チ) 2 3.3% (リ) 6 9.8% (ヌ) 11 18.0% (ル) 3 4.9% (ヲ) 2 3.3% (ワ) 8 13.1% (カ) 2 3.3% (ヨ) 1 1.6% (タ) 10 16.4% (レ) 25 41.0% (ソ) 3 4.9% (ツ) 1 1.6% (ネ) 9 14.8%	(イ) 15 65.2% (ロ) 7 30.4% (ハ) 2 8.7% (ニ) 2 8.7% (ホ) 4 17.4% (ヘ) 1 4.4% (ト) 1 4.4% (チ) 1 4.4% (リ) 0 0.0% (ヌ) 5 21.7% (ル) 0 0.0% (ヲ) 0 0.0% (ワ) 1 4.4% (カ) 0 0.0% (ヨ) 1 4.4% (タ) 4 17.4% (レ) 10 43.5% (ソ) 0 0.0% (ツ) 0 0.0% (ネ) 3 13.0%	(イ) 13 44.8% (ロ) 12 41.4% (ハ) 4 13.8% (ニ) 1 3.5% (ホ) 2 6.9% (ヘ) 2 6.9% (ト) 5 17.2% (チ) 4 13.8% (リ) 3 10.3% (ヌ) 7 24.1% (ル) 2 6.9% (ヲ) 0 0.0% (ワ) 4 13.8% (カ) 0 0.0% (ヨ) 2 6.9% (タ) 2 6.9% (レ) 9 31.0% (ソ) 0 0.0% (ツ) 1 3.5% (ネ) 1 3.5%	(イ) 59 52.2% (ロ) 30 26.6% (ハ) 11 9.7% (ニ) 5 4.4% (ホ) 17 15.0% (ヘ) 10 8.9% (ト) 11 9.7% (チ) 7 6.2% (リ) 9 8.0% (ヌ) 23 20.4% (ル) 5 4.4% (ヲ) 2 1.8% (ワ) 13 11.5% (カ) 2 1.8% (ヨ) 4 3.5% (タ) 16 14.2% (レ) 44 38.9% (ソ) 3 2.7% (ツ) 2 1.8% (ネ) 13 11.5%
【問24】 実効税率と企業行動 我が国の法人実効税率は、29.74%（国税＋地方税＜標準＞）です。下記のように諸外国と比較して、税率が高い場合に、日本の法人実効税率は企業行動にどのような影響を与えますか。 （参考）法人の実効税率（2023.1月現在）アメリカ27.98%（加州の実効税率）、フランス25.00%、ドイツ29.93%、イギリス19.00%（最高税率25%）、中国25%、韓国26.5%（所得3000億ウォン超） ※韓国のみ2022年12月31日時点 （注）日本の法人実効税率は、平成30年度以降の適用税率（28・29年度は29.97%）。上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。				

イ) 日本企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている。	(イ)	16	26.2%	(イ)	4	17.4%	(イ)	1	3.5%	(イ)	21	18.6%
ロ) 国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	(ロ)	22	36.1%	(ロ)	12	52.2%	(ロ)	7	24.1%	(ロ)	41	36.3%
ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている。	(ハ)	6	9.8%	(ハ)	3	13.0%	(ハ)	6	20.7%	(ハ)	15	13.3%
ニ) 市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない。	(ニ)	12	19.7%	(ニ)	2	8.7%	(ニ)	14	48.3%	(ニ)	28	24.8%
ホ) その他（具体的に記入ください）	(ホ)	2	3.3%	(ホ)	1	4.4%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	2.7%
【問25】 法人税の企業への影響の変化												
ここ数年において（10年前と比較して）、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。												
イ) 影響が高まっている。	(イ)	30	49.2%	(イ)	11	47.8%	(イ)	4	13.8%	(イ)	45	39.8%
ロ) 影響に変化はない。	(ロ)	23	37.7%	(ロ)	10	43.5%	(ロ)	17	58.6%	(ロ)	50	44.3%
ハ) 影響が低下している。	(ハ)	3	4.9%	(ハ)	1	4.4%	(ハ)	7	24.1%	(ハ)	11	9.7%
ニ) その他（具体的に記入ください）	(ニ)	1	1.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.9%
【問26】 法人実効税率の水準について												
平成28年度税制改正により、法人実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度から29.74%に引き下げられました（平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%）。地方税を含めた日本の法人実効税率の水準についてどのように考えますか。												
イ) 15%程度まで引き下げたほうがよい。	(イ)	1	1.6%	(イ)	1	4.4%	(イ)	1	3.5%	(イ)	3	2.7%
ロ) 20%程度まで引き下げたほうがよい。	(ロ)	6	9.8%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	1	3.5%	(ロ)	7	6.2%
ハ) 25%程度まで引き下げたほうがよい。	(ハ)	23	37.7%	(ハ)	16	69.6%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	43	38.1%
ニ) 現行水準でよい。	(ニ)	23	37.7%	(ニ)	3	13.0%	(ニ)	15	51.7%	(ニ)	41	36.3%
ホ) 35%程度まで引き上げたほうがよい。	(ホ)	3	4.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	13.8%	(ホ)	7	6.2%
ヘ) 40%程度まで引き上げたほうがよい。	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	10.3%	(ヘ)	3	2.7%
ト) その他（具体的に記入ください）	(ト)	2	3.3%	(ト)	2	8.7%	(ト)	1	3.5%	(ト)	5	4.4%
【問27】 課税ベースの拡大												
税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われてきました。課税ベースのあり方をどのように考えますか。												
イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	(イ)	5	8.2%	(イ)	4	17.4%	(イ)	5	17.2%	(イ)	14	12.4%
ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない。	(ロ)	28	45.9%	(ロ)	10	43.5%	(ロ)	6	20.7%	(ロ)	44	38.9%
ハ) 税率を引き下げ場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	4	17.4%	(ハ)	11	37.9%	(ハ)	23	20.4%
ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化ないし恒久化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。	(ニ)	12	19.7%	(ニ)	3	13.0%	(ニ)	6	20.7%	(ニ)	21	18.6%

ホ) 租税特別措置等の政策減税は、課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止する。	(ホ)	2	3.3%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	3.5%	(ホ)	3	2.7%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	1.6%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.8%
【問28】 受取配当等益金不算入												
法人が受取る配当等については、持ち株割合が3分の1超の配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。												
イ) 支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の益金不算入割合の制限はやむを得ない。	(イ)	6	9.8%	(イ)	1	4.4%	(イ)	13	44.8%	(イ)	20	17.7%
ロ) 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う。	(ロ)	42	68.9%	(ロ)	20	87.0%	(ロ)	11	37.9%	(ロ)	73	64.6%
ハ) 欧米諸国と比較して、資産運用目的の株式に対する受取配当等については、現行でも日本は二重課税となっているので、これ以上に縮小することには反対である。	(ハ)	11	18.0%	(ハ)	1	4.4%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	17	15.0%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	1	1.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.9%
【問29】 繰越欠損金の損金算入の見直し												
大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）られました。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は大きすぎる。	(イ)	1	1.6%	(イ)	0	0.0%	(イ)	1	3.5%	(イ)	2	1.8%
ロ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は妥当である。	(ロ)	13	21.3%	(ロ)	2	8.7%	(ロ)	13	44.8%	(ロ)	28	24.8%
ハ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる。	(ハ)	27	44.3%	(ハ)	12	52.2%	(ハ)	11	37.9%	(ハ)	50	44.3%
ニ) 長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする。	(ニ)	34	55.7%	(ニ)	13	56.5%	(ニ)	10	34.5%	(ニ)	57	50.4%
ホ) 欠損金の繰越期間（10年）は、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。	(ホ)	5	8.2%	(ホ)	2	8.7%	(ホ)	4	13.8%	(ホ)	11	9.7%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	3	4.9%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	4	3.5%
【問30】 中小法人税制の見直し												
法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則23.2%ですが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する。	(イ)	17	27.9%	(イ)	5	21.7%	(イ)	15	51.7%	(イ)	37	32.7%
ロ) 高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す。	(ロ)	24	39.3%	(ロ)	11	47.8%	(ロ)	9	31.0%	(ロ)	44	38.9%
ハ) 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の税率との比較においても低いことから、見直す。	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	1	4.4%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	14	12.4%

ニ) 中小法人と個人事業者との選択に歪みが生じないように税制を見直す。	(ニ)	14	23.0%	(ニ)	6	26.1%	(ニ)	10	34.5%	(ニ)	30	26.6%
ホ) 中小法人の要件を見直す。	(ホ)	9	14.8%	(ホ)	3	13.0%	(ホ)	10	34.5%	(ホ)	22	19.5%
ヘ) 中小法人に関しては法人税は課さず、個人の出資者に直接課税する簡素な制度の導入を検討する。	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	6.9%	(ヘ)	2	1.8%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	3.5%	(ト)	1	0.9%
【問31】 政策税制												
イノベーションや人への投資など政策目的を達成するための税制上の優遇措置として重要・有効と考えるもの（拡充・新設すべきもの）を3つ以内で選択してください。												
イ) 研究開発税制（一般型）	(イ)	37	60.7%	(イ)	18	78.3%	(イ)	9	31.0%	(イ)	64	56.6%
ロ) 研究開発税制（オープンイノベーション型）	(ロ)	20	32.8%	(ロ)	4	17.4%	(ロ)	5	17.2%	(ロ)	29	25.7%
ハ) 研究開発税制（中小企業技術基盤強化）	(ハ)	2	3.3%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	7	6.2%
ニ) D X 投資促進税制	(ニ)	16	26.2%	(ニ)	10	43.5%	(ニ)	10	34.5%	(ニ)	36	31.9%
ホ) C N に向けた投資促進税制	(ホ)	14	23.0%	(ホ)	7	30.4%	(ホ)	2	6.9%	(ホ)	23	20.4%
ヘ) 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）	(ヘ)	30	49.2%	(ヘ)	11	47.8%	(ヘ)	11	37.9%	(ヘ)	52	46.0%
ト) 5 G 導入促進税制	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%
チ) 地域未来投資促進税制	(チ)	3	4.9%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	3.5%	(チ)	4	3.5%
リ) オープンイノベーション促進税制（投資やM&Aに対する優遇）	(リ)	11	18.0%	(リ)	6	26.1%	(リ)	3	10.3%	(リ)	20	17.7%
ヌ) 企業による先導的人材投資に係る税制措置	(ヌ)	6	9.8%	(ヌ)	3	13.0%	(ヌ)	7	24.1%	(ヌ)	16	14.2%
ル) イノベーションボックス税制	(ル)	7	11.5%	(ル)	3	13.0%	(ル)	4	13.8%	(ル)	14	12.4%
ヲ) スタートアップ企業に対する新たな支援制度の創設	(ヲ)	4	6.6%	(ヲ)	1	4.4%	(ヲ)	8	27.6%	(ヲ)	13	11.5%
ワ) その他（具体的にご記入ください）	(ワ)	4	6.6%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	4	3.5%
【問32】 研究開発等投資促進税制												
現在の岸田政権においては、第二次安倍政権以降の流れをくみつつ、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型の研究開発税制について、積極的に見直しが行われています。租税特別措置における研究開発税制について、どのように考えますか。												
イ) 研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する。	(イ)	27	44.3%	(イ)	5	21.7%	(イ)	5	17.2%	(イ)	37	32.7%
ロ) 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。	(ロ)	9	14.8%	(ロ)	9	39.1%	(ロ)	8	27.6%	(ロ)	26	23.0%
ハ) 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、現行制度を継続する。	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	4	17.4%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	16	14.2%
ニ) 研究開発税制は、制度拡充に伴い複雑化が進んでおり、簡素化を図る。	(ニ)	9	14.8%	(ニ)	3	13.0%	(ニ)	9	31.0%	(ニ)	21	18.6%
ホ) 現行の研究開発税制は、特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから廃止する。	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%
ヘ) 研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止する。	(ヘ)	3	4.9%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	6.9%	(ヘ)	5	4.4%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	3	4.9%	(ト)	1	4.4%	(ト)	0	0.0%	(ト)	4	3.5%

【問33】 特別試験研究費税額控除制度												
大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度が平成5年度税制改正で創設され、その後、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われています。同制度について望むことは何ですか。とくに重要だと思われるものを3つまであげてください。なお、活用予定がない場合は、(チ)とお答えください。												
イ) 税額控除額等のインセンティブの拡大	(イ)	22	36.1%	(イ)	8	34.8%	(イ)	9	31.0%	(イ)	39	34.5%
ロ) パートナーとなる相手方（大学等）に対するインセンティブの拡大	(ロ)	11	18.0%	(ロ)	6	26.1%	(ロ)	4	13.8%	(ロ)	21	18.6%
ハ) 特別研究機関等範囲の拡大	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	4	17.4%	(ハ)	2	6.9%	(ハ)	14	12.4%
ニ) 契約に記載すべき事項等の簡素化	(ニ)	24	39.3%	(ニ)	9	39.1%	(ニ)	4	13.8%	(ニ)	37	32.7%
ホ) 特別試験研究費の額の算定方法の簡素化	(ホ)	20	32.8%	(ホ)	6	26.1%	(ホ)	7	24.1%	(ホ)	33	29.2%
ヘ) 特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化	(ヘ)	36	59.0%	(ヘ)	14	60.9%	(ヘ)	5	17.2%	(ヘ)	55	48.7%
ト) 現行制度の維持	(ト)	5	8.2%	(ト)	2	8.7%	(ト)	5	17.2%	(ト)	12	10.6%
チ) 活用予定なし	(チ)	4	6.6%	(チ)	1	4.4%	(チ)	4	13.8%	(チ)	9	8.0%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ)	2	3.3%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	2	1.8%
【問34】 イノベーションボックス税制												
欧州各国をはじめアジア諸国でも導入が進められている、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用するイノベーションボックス税制を我が国においても導入すべきとの意見がありますが、どのように考えますか。												
イ) 企業立地競争力強化及び諸外国とのイコールフットイング確保の観点から我が国においてもイノベーションを促進し、知的財産権を活用するための税制を導入すべきである。	(イ)	27	44.3%	(イ)	15	65.2%	(イ)	15	51.7%	(イ)	57	50.4%
ロ) イノベーションボックス税制は研究開発等の成果として生まれた所得（アウトプット）に着目した税制優遇であり、研究開発投資額（インプット）に応じた税制優遇を行う研究開発税制とは趣旨は異なり、両立するものであるから、導入すべきである。	(ロ)	16	26.2%	(ロ)	5	21.7%	(ロ)	2	6.9%	(ロ)	23	20.4%
ハ) 研究開発税制と二重の優遇となり、特定の納税者に適用が偏るおそれがあることからイノベーションボックス税制は導入すべきでない。	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	2	8.7%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	14	12.4%
ニ) イノベーションボックス税制は有害な租税競争を招くものであり、企業の租税回避行為につながるおそれも高いことから導入すべきではない。	(ニ)	4	6.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	7	24.1%	(ニ)	11	9.7%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	1	1.6%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	0.9%
(2) 法人関連税制												
【問35】 グループ通算制度												
令和2年度改正において連結納税制度に代わりグループ通算制度が導入され、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まっています。グループ通算制度について、どのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 連結納税制度と比較して事務負担が減った	(イ)	10	16.4%	(イ)	4	17.4%	(イ)	6	20.7%	(イ)	20	17.7%
ロ) 連結納税制度と比較して事務負担が増えた	(ロ)	9	14.8%	(ロ)	5	21.7%	(ロ)	1	3.5%	(ロ)	15	13.3%
ハ) グループ通算制度は適用を開始していないので、わからない	(ハ)	9	14.8%	(ハ)	3	13.0%	(ハ)	12	41.4%	(ハ)	24	21.2%

ニ) グループ通算制度において法人事業税、法人住民税への導入を検討して欲しい	(ニ)	20	32.8%	(ニ)	9	39.1%	(ニ)	4	13.8%	(ニ)	33	29.2%
ホ) グループ通算制度においてさらなる適用対象通算法人範囲の見直しが必要	(ホ)	6	9.8%	(ホ)	5	21.7%	(ホ)	3	10.3%	(ホ)	14	12.4%
ヘ) 通算法人の加入前欠損金の通算制限の緩和・廃止が必要	(ヘ)	12	19.7%	(ヘ)	8	34.8%	(ヘ)	2	6.9%	(ヘ)	22	19.5%
ト) 適用開始・加入時における資産の時価評価課税の緩和が必要	(ト)	11	18.0%	(ト)	5	21.7%	(ト)	4	13.8%	(ト)	20	17.7%
チ) 通算法人の離脱に伴う投資簿価修正の見直しが必要	(チ)	12	19.7%	(チ)	3	13.0%	(チ)	4	13.8%	(チ)	19	16.8%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ)	10	16.4%	(リ)	2	8.7%	(リ)	0	0.0%	(リ)	12	10.6%
(3) 企業会計と法人税法との乖離												
【問36】 企業会計と法人税法との乖離												
企業会計の国際会計基準への接近に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。（複数回答可）												
イ) 棚卸資産	(イ)	8	13.1%	(イ)	2	8.7%	(イ)	0	0.0%	(イ)	10	8.9%
ロ) 収益認識基準	(ロ)	15	24.6%	(ロ)	6	26.1%	(ロ)	9	31.0%	(ロ)	30	26.6%
ハ) リース取引	(ハ)	7	11.5%	(ハ)	4	17.4%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	16	14.2%
ニ) 工事契約	(ニ)	5	8.2%	(ニ)	1	4.4%	(ニ)	1	3.5%	(ニ)	7	6.2%
ホ) 有形固定資産	(ホ)	10	16.4%	(ホ)	9	39.1%	(ホ)	4	13.8%	(ホ)	23	20.4%
ヘ) 資産の減損	(ヘ)	32	52.5%	(ヘ)	12	52.2%	(ヘ)	11	37.9%	(ヘ)	55	48.7%
ト) 無形資産	(ト)	21	34.4%	(ト)	7	30.4%	(ト)	7	24.1%	(ト)	35	31.0%
チ) 金融商品	(チ)	11	18.0%	(チ)	7	30.4%	(チ)	3	10.3%	(チ)	21	18.6%
リ) 関連会社投資、投資不動産	(リ)	5	8.2%	(リ)	1	4.4%	(リ)	1	3.5%	(リ)	7	6.2%
ヌ) 繰延資産	(ヌ)	4	6.6%	(ヌ)	2	8.7%	(ヌ)	2	6.9%	(ヌ)	8	7.1%
ル) 引当金、偶発債務、偶発資産	(ル)	21	34.4%	(ル)	6	26.1%	(ル)	7	24.1%	(ル)	34	30.1%
ヲ) 企業結合	(ヲ)	10	16.4%	(ヲ)	5	21.7%	(ヲ)	3	10.3%	(ヲ)	18	15.9%
ワ) 負債と資本との区分	(ワ)	3	4.9%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	2	6.9%	(ワ)	5	4.4%
カ) 非上場企業会計	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	5	17.2%	(カ)	5	4.4%
ヨ) その他（具体的にご記入ください）	(ヨ)	4	6.6%	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	4	3.5%
【問37】 確定決算主義												
確定決算主義の今後の課題として、どのように考えますか。												
イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義を廃止する。	(イ)	8	13.1%	(イ)	1	4.4%	(イ)	7	24.1%	(イ)	16	14.2%
ロ) 所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する。	(ロ)	14	23.0%	(ロ)	6	26.1%	(ロ)	15	51.7%	(ロ)	35	31.0%
ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う。	(ハ)	36	59.0%	(ハ)	15	65.2%	(ハ)	7	24.1%	(ハ)	58	51.3%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	3.3%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.8%
(4) 税制の予測可能性												
【問38】 課税上の取扱いや税負担に関する予測可能性												
実務を行う上で不透明であったり、特に予測可能性を高めるべき領域がありますか。（複数回答可）												
イ) グループ法人税制	(イ)	1	1.6%	(イ)	2	8.7%	(イ)	3	10.3%	(イ)	6	5.3%
ロ) グループ通算制度	(ロ)	9	14.8%	(ロ)	5	21.7%	(ロ)	1	3.5%	(ロ)	15	13.3%
ハ) 組織再編税制（国内）	(ハ)	11	18.0%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	8	27.6%	(ハ)	24	21.2%
ニ) 組織再編税制（クロスボーダー）	(ニ)	19	31.2%	(ニ)	12	52.2%	(ニ)	12	41.4%	(ニ)	43	38.1%
ホ) 事業体課税	(ホ)	1	1.6%	(ホ)	1	4.4%	(ホ)	10	34.5%	(ホ)	12	10.6%
ヘ) 研究開発税制	(ヘ)	8	13.1%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	6.9%	(ヘ)	10	8.9%
ト) 役員給与等	(ト)	2	3.3%	(ト)	0	0.0%	(ト)	3	10.3%	(ト)	5	4.4%

チ) 欠損金	(チ)	2	3.3%	(チ)	2	8.7%	(チ)	1	3.5%	(チ)	5	4.4%
リ) 解散・清算の税務	(リ)	1	1.6%	(リ)	1	4.4%	(リ)	2	6.9%	(リ)	4	3.5%
ヌ) 国内源泉所得・国外源泉所得	(ヌ)	3	4.9%	(ヌ)	2	8.7%	(ヌ)	8	27.6%	(ヌ)	13	11.5%
ル) 恒久的施設 (PE)	(ル)	11	18.0%	(ル)	5	21.7%	(ル)	5	17.2%	(ル)	21	18.6%
ヲ) 無形資産	(ヲ)	10	16.4%	(ヲ)	4	17.4%	(ヲ)	2	6.9%	(ヲ)	16	14.2%
ワ) 外国税額控除制度	(ワ)	10	16.4%	(ワ)	2	8.7%	(ワ)	1	3.5%	(ワ)	13	11.5%
カ) 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン 対策税制)	(カ)	35	57.4%	(カ)	13	56.5%	(カ)	8	27.6%	(カ)	56	49.6%
ヨ) 移転価格税制	(ヨ)	32	52.5%	(ヨ)	13	56.5%	(ヨ)	9	31.0%	(ヨ)	54	47.8%
タ) 過少資本税制、過大支払利子等	(タ)	2	3.3%	(タ)	0	0.0%	(タ)	1	3.5%	(タ)	3	2.7%
レ) その他 (具体的に記入ください)	(レ)	6	9.8%	(レ)	2	8.7%	(レ)	0	0.0%	(レ)	8	7.1%
4. 国際課税												
【問39】 租税条約												
近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が続く、また税務行政執行共助条約とBEPS 防止措置実施条約 (MLI) が発効しています。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進	(イ)	17	27.9%	(イ)	7	30.4%	(イ)	8	27.6%	(イ)	32	28.3%
ロ) 源泉地国課税の減免等の促進	(ロ)	29	47.5%	(ロ)	12	52.2%	(ロ)	5	17.2%	(ロ)	46	40.7%
ハ) 恒久的施設の認定と帰属する利得の計算の明確化	(ハ)	21	34.4%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	9	31.0%	(ハ)	35	31.0%
ニ) 多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化	(ニ)	6	9.8%	(ニ)	2	8.7%	(ニ)	11	37.9%	(ニ)	19	16.8%
ホ) 租税条約の濫用を防止するための規定の整備	(ホ)	2	3.3%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	6	20.7%	(ホ)	8	7.1%
ヘ) 租税条約への仲裁制度の導入	(ヘ)	11	18.0%	(ヘ)	2	8.7%	(ヘ)	5	17.2%	(ヘ)	18	15.9%
ト) 租税条約の適用手続きの簡素化	(ト)	31	50.8%	(ト)	10	43.5%	(ト)	6	20.7%	(ト)	47	41.6%
チ) 多国間租税条約の一層の促進 (デジタル経済課税対応を含む)	(チ)	15	24.6%	(チ)	4	17.4%	(チ)	3	10.3%	(チ)	22	19.5%
リ) 税務行政執行共助 (情報交換を含む) の一層の促進	(リ)	5	8.2%	(リ)	2	8.7%	(リ)	5	17.2%	(リ)	12	10.6%
ヌ) その他 (具体的に記入ください)	(ヌ)	1	1.6%	(ヌ)	1	4.4%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	2	1.8%
【問40】 移転価格税制												
移転価格税制では、OECD移転価格ガイドラインの改定に応じた国内法の改正がなされてきました。令和元年度改正で、無形資産取引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠法令が整備され、昨年中には、費用分担契約と金融取引を中心に事務運営指針の改正もなされました。我が国の移転価格税制において、今後改めるべき項目はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(イ)	21	34.4%	(イ)	8	34.8%	(イ)	15	51.7%	(イ)	44	38.9%
ロ) 相互協議の円滑な推進	(ロ)	26	42.6%	(ロ)	10	43.5%	(ロ)	14	48.3%	(ロ)	50	44.3%
ハ) 文書化等に関する事務負担の軽減	(ハ)	39	63.9%	(ハ)	18	78.3%	(ハ)	14	48.3%	(ハ)	71	62.8%
ニ) 国別報告書等を含む文書化に関して記載すべき内容の具体化、明確化	(ニ)	14	23.0%	(ニ)	2	8.7%	(ニ)	5	17.2%	(ニ)	21	18.6%
ホ) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(ホ)	17	27.9%	(ホ)	6	26.1%	(ホ)	4	13.8%	(ホ)	27	23.9%
ヘ) 無形資産の範囲の一層の明確化	(ヘ)	10	16.4%	(ヘ)	3	13.0%	(ヘ)	2	6.9%	(ヘ)	15	13.3%
ト) 費用分担取極 (費用分担契約) に関する取扱いの一層の明確化	(ト)	6	9.8%	(ト)	1	4.4%	(ト)	2	6.9%	(ト)	9	8.0%
チ) 役務提供取引に関する取扱いの明確化	(チ)	12	19.7%	(チ)	4	17.4%	(チ)	6	20.7%	(チ)	22	19.5%
リ) 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置 (所謂所得相応性基準) の明確化	(リ)	4	6.6%	(リ)	1	4.4%	(リ)	2	6.9%	(リ)	7	6.2%
ヌ) DCF法の適用に関する指針と具体例の公表	(ヌ)	6	9.8%	(ヌ)	2	8.7%	(ヌ)	3	10.3%	(ヌ)	11	9.7%

ル) 移転価格税制における税務コンプライアンスに関する取組の運用改善	(ル)	1	1.6%	(ル)	0	0.0%	(ル)	2	6.9%	(ル)	3	2.7%
ヲ) 基本三法に関する適用指針の明確化	(ヲ)	2	3.3%	(ヲ)	1	4.4%	(ヲ)	2	6.9%	(ヲ)	5	4.4%
ワ) 利益分割法における分割基準の明確化	(ワ)	3	4.9%	(ワ)	2	8.7%	(ワ)	4	13.8%	(ワ)	9	8.0%
カ) 金融取引に関する適用指針の一層の明確化	(カ)	4	6.6%	(カ)	1	4.4%	(カ)	3	10.3%	(カ)	8	7.1%
ヨ) その他（具体的にご記入ください）	(ヨ)	1	1.6%	(ヨ)	1	4.4%	(ヨ)	1	3.5%	(ヨ)	3	2.7%
【問41】 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）												
我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成29年度改正で、取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての趣旨の明確化が図られました。その後、国税庁からの通達やQ&Aの公表があったほか、保険子会社に関する特例などの部分的な修正が行われてきています。現行制度に関し、どのような評価や問題関心を持っていますか（複数回答可）												
イ) 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避に効果的に対応できることから大いに評価できる。	(イ)	3	4.9%	(イ)	2	8.7%	(イ)	6	20.7%	(イ)	11	9.7%
ロ) 評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる。	(ロ)	21	34.4%	(ロ)	7	30.4%	(ロ)	6	20.7%	(ロ)	34	30.1%
ハ) 制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善（さらなる通達・指針等の公表を含む）を望みたい。	(ハ)	42	68.9%	(ハ)	16	69.6%	(ハ)	17	58.6%	(ハ)	75	66.4%
ニ) 特定外国関係会社や対象外国関係会社の定義が広く、主体単位の課税と取引単位の課税が共に用意されるなど、課税の強化を図りすぎていると感じる。	(ニ)	19	31.2%	(ニ)	8	34.8%	(ニ)	5	17.2%	(ニ)	32	28.3%
ホ) 「特定多国籍企業グループ等」に属する内国法人に対する「国際最低課税額」との関係を含め、外国子会社合算税制の適用について、海外展開を行う我が国企業にとっては引き続き注視しなければならない状況にある。	(ホ)	30	49.2%	(ホ)	14	60.9%	(ホ)	8	27.6%	(ホ)	52	46.0%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	3	4.9%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	1	3.5%	(ヘ)	5	4.4%
【問42】 デジタル経済への対応												
OECD/G20では、BEPS包摂的枠組みにおいて、企業の利得に関する「PEなければ課税なし」とする原則の見直し（第1の柱）に関し、2023年の多国間条約の署名と、2024年のその発効を目標とする一方で、軽課税国への利益移転への効果的な対処（第2の柱）に関しては、2022年中の国内法改正と2023年中の適用開始を目指すことが合意され、我が国でも、令和5年度改正で既に第2の柱の導入が始まっています（法人税法82条以下（令和6年4月1日以降開始事業年度から適用））。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でどのような印象や考えを持っていますか。（複数回答可）												
イ) 包摂的枠組みにおける合意形成と実施に向けたこれまでの取り組みは大いに評価することができる。	(イ)	6	9.8%	(イ)	3	13.0%	(イ)	8	27.6%	(イ)	17	15.0%
ロ) 第一の柱で合意された、企業グループ全体の超過利益の一部を機械的に売上等に応じて市場国に配分する仕組みや、販売子会社等の収入の一部を機械的に市場国に割り当てる仕組みは、方向性としては基本的に賛同できる。	(ロ)	8	13.1%	(ロ)	3	13.0%	(ロ)	11	37.9%	(ロ)	22	19.5%

ハ) 第一の柱で合意された上記の仕組みは、実務上または理論上問題が多く、現時点では賛同しがたい。	(ハ)	12	19.7%	(ハ)	6	26.1%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	23	20.4%
ニ) デジタルサービス税 (DST) などの各国の独自の措置が現に撤回されるかどうか、なお懸念が残る。	(ニ)	14	23.0%	(ニ)	9	39.1%	(ニ)	6	20.7%	(ニ)	29	25.7%
ホ) 第二の柱における、軽課税国所在の子会社等 (又は親会社等) の所得のうち所定の最低税率に達するまで親会社 (又は子会社等) の国が課税する仕組み (IIR/UTPR) や、他国からのこうした課税を阻止する自国企業に対するミニマム課税 (QDMTT) は、方向性としては基本的に賛同できる。	(ホ)	5	8.2%	(ホ)	1	4.4%	(ホ)	8	27.6%	(ホ)	14	12.4%
ヘ) 第二の柱で合意された上記の仕組みは、タックス・ヘイブン対策税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多いと感じている。国内法化に際しては重複の排除や簡素化が欠かせない。	(ヘ)	41	67.2%	(ヘ)	14	60.9%	(ヘ)	7	24.1%	(ヘ)	62	54.9%
ト) 現時点では情報又は検討が不十分で不明な点が多い。2024年中の適用開始には少なからず不安がある。	(ト)	27	44.3%	(ト)	12	52.2%	(ト)	8	27.6%	(ト)	47	41.6%
チ) その他 (具体的に記入ください)	(チ)	4	6.6%	(チ)	2	8.7%	(チ)	1	3.5%	(チ)	7	6.2%
5. 消費税												
(1) 消費税率の引き上げと使途・軽減税率												
【問43】 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅												
将来的に消費税率は、どの程度の税率が妥当であると考えますか。												
(注) ここでの「将来的」とは、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定しております。2025年には団塊の世代が後期高齢者になり始め、その5年後が2030年となります。												
(参考：標準税率2023年1月現在)												
5%台湾, 7%タイ, 7.7%スイス, 8%シンガポール, 10%韓国, オーストラリア, インドネシア; 13%中国, カナダ; 16%メキシコ, 17%イスラエル, 18%トルコ, 19%ドイツ, 20%イギリス, フランス, オーストリア; 21%ベルギー, スペイン, オランダ; 22%イタリア, ポーランド; 23%アイルランド, ポルトガル; 24%フィンランド, ギリシャ; 25%スウェーデン, デンマーク, ノルウェー												
イ) 消費税率を現行より引き下げる	(イ)	5	8.2%	(イ)	0	0.0%	(イ)	4	13.8%	(イ)	9	8.0%
ロ) 10% (現状維持)	(ロ)	15	24.6%	(ロ)	3	13.0%	(ロ)	7	24.1%	(ロ)	25	22.1%
ハ) 10~13%	(ハ)	2	3.3%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	2	6.9%	(ハ)	4	3.5%
ニ) 13~15%	(ニ)	17	27.9%	(ニ)	8	34.8%	(ニ)	6	20.7%	(ニ)	31	27.4%
ホ) 15~18%	(ホ)	6	9.8%	(ホ)	6	26.1%	(ホ)	3	10.3%	(ホ)	15	13.3%
ヘ) 20%	(ヘ)	6	9.8%	(ヘ)	4	17.4%	(ヘ)	3	10.3%	(ヘ)	13	11.5%
ト) 20%以上	(ト)	3	4.9%	(ト)	0	0.0%	(ト)	2	6.9%	(ト)	5	4.4%
チ) その他 (具体的に記入ください)	(チ)	1	1.6%	(チ)	1	4.4%	(チ)	2	6.9%	(チ)	4	3.5%
【問44】 使途及び目的税化												
消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています。今後、消費税率のさらなる引き上げが行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきと考えますか。												
イ) 社会保障以外の歳出を促してしまうことのないよう、使途は限定する必要がある。	(イ)	18	29.5%	(イ)	4	17.4%	(イ)	8	27.6%	(イ)	30	26.6%

ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない。	(ロ)	21	34.4%	(ロ)	10	43.5%	(ロ)	6	20.7%	(ロ)	37	32.7%
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、用途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対。	(ハ)	19	31.2%	(ハ)	7	30.4%	(ハ)	15	51.7%	(ハ)	41	36.3%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%
【問45】 軽減税率の適用												
軽減税率制度が既に実施されていますが、軽減税率についてどのように考えますか。												
イ) 軽減税率の対象をさらに拡大する。	(イ)	7	11.5%	(イ)	2	8.7%	(イ)	2	6.9%	(イ)	11	9.7%
ロ) 軽減税率の対象は、現在の取扱いでよい。	(ロ)	11	18.0%	(ロ)	5	21.7%	(ロ)	6	20.7%	(ロ)	22	19.5%
ハ) 低所得者対策にそぐわないものは軽減税率の対象からははずす。	(ハ)	6	9.8%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	3	10.3%	(ハ)	14	12.4%
ニ) 軽減税率の対象を縮小する。	(ニ)	3	4.9%	(ニ)	2	8.7%	(ニ)	1	3.5%	(ニ)	6	5.3%
ホ) 軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止する。	(ホ)	30	49.2%	(ホ)	7	30.4%	(ホ)	16	55.2%	(ホ)	53	46.9%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	1	3.5%	(ヘ)	2	1.8%
(2) インボイス制度												
【問46】 適格請求書等保存方式（インボイス制度）												
登録を受けた課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が本年10月から実施されます。これをどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 軽減税率制度の有無に関係なく徴税の適正化の視点から必要な制度。	(イ)	17	27.9%	(イ)	6	26.1%	(イ)	13	44.8%	(イ)	36	31.9%
ロ) 軽減税率制度下では、事務手続きが大変でも必要な制度。	(ロ)	9	14.8%	(ロ)	5	21.7%	(ロ)	6	20.7%	(ロ)	20	17.7%
ハ) 免税事業者が取引から排除されないように手当てをする。	(ハ)	8	13.1%	(ハ)	2	8.7%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	15	13.3%
ニ) 小規模事業者には事務負担が大きいので、例外的に少額取引については帳簿の保存のみで控除を認める特例を残す。	(ニ)	7	11.5%	(ニ)	3	13.0%	(ニ)	6	20.7%	(ニ)	16	14.2%
ホ) インボイス制度の導入には十分な周知期間があり、経過措置も講じられているため、小規模事業者への過度な配慮は必要ない。	(ホ)	4	6.6%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	10.3%	(ホ)	7	6.2%
ヘ) 事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な税額計算の制度が必要。	(ヘ)	25	41.0%	(ヘ)	7	30.4%	(ヘ)	9	31.0%	(ヘ)	41	36.3%
ト) 電子インボイスの普及など、バックオフィスの事務効率化、生産性向上につながる取組を進める必要。	(ト)	15	24.6%	(ト)	4	17.4%	(ト)	9	31.0%	(ト)	28	24.8%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ)	5	8.2%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	5	4.4%
6. 地方税												
(1) 地方税のあり方												
【問47】 地方税のあり方												
地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）												
イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する。	(イ)	19	31.2%	(イ)	11	47.8%	(イ)	13	44.8%	(イ)	43	38.1%
ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は、応益負担として重いので見直す。	(ロ)	18	29.5%	(ロ)	10	43.5%	(ロ)	5	17.2%	(ロ)	33	29.2%
ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う。	(ハ)	37	60.7%	(ハ)	16	69.6%	(ハ)	13	44.8%	(ハ)	66	58.4%
ニ) 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直す。	(ニ)	4	6.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	6.9%	(ニ)	6	5.3%

ホ) 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直す。	(ホ)	8	13.1%	(ホ)	4	17.4%	(ホ)	1	3.5%	(ホ)	13	11.5%
ヘ) 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。	(ヘ)	1	1.6%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	4	13.8%	(ヘ)	6	5.3%
ト) 法人課税は縮小し、地方消費税によって地域間の財政力格差を是正すべき。	(ト)	6	9.8%	(ト)	4	17.4%	(ト)	2	6.9%	(ト)	12	10.6%
チ) 法人課税とその再分配の仕組みによって、地域間の財政力格差を是正すべき。	(チ)	8	13.1%	(チ)	4	17.4%	(チ)	4	13.8%	(チ)	16	14.2%
リ) その他（具体的に記入ください）	(リ)	4	6.6%	(リ)	1	4.4%	(リ)	1	3.5%	(リ)	6	5.3%
(2) 個人住民税												
【問48】 個人住民税												
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 均等割（市町村民税:年3,500円、道府県民税:年1,500円）については、引き上げる。	(イ)	8	13.1%	(イ)	9	39.1%	(イ)	4	13.8%	(イ)	21	18.6%
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行う。	(ロ)	9	14.8%	(ロ)	2	8.7%	(ロ)	2	6.9%	(ロ)	13	11.5%
ハ) 所得割の税率を引き上げる。	(ハ)	4	6.6%	(ハ)	1	4.4%	(ハ)	2	6.9%	(ハ)	7	6.2%
ニ) 現行制度を維持する。	(ニ)	20	32.8%	(ニ)	6	26.1%	(ニ)	14	48.3%	(ニ)	40	35.4%
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する。	(ホ)	21	34.4%	(ホ)	9	39.1%	(ホ)	9	31.0%	(ホ)	39	34.5%
ヘ) その他（具体的に記入ください）	(ヘ)	1	1.6%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	0.9%
(3) 法人住民税・事業税等												
【問49】 法人住民税・事業税												
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、eLTAXを利用した一括申告・納付等により利便性を向上させる。	(イ)	37	60.7%	(イ)	15	65.2%	(イ)	19	65.5%	(イ)	71	62.8%
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、事業規模にかかわらず全ての事業所に適用されるため、小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模の実態に応じた応益的な仕組みに改める。	(ロ)	14	23.0%	(ロ)	5	21.7%	(ロ)	2	6.9%	(ロ)	21	18.6%
ハ) 法人住民税にも、グループ通算制度を導入する。	(ハ)	16	26.2%	(ハ)	7	30.4%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	27	23.9%
ニ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する。	(ニ)	32	52.5%	(ニ)	10	43.5%	(ニ)	7	24.1%	(ニ)	49	43.4%
ホ) 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。	(ホ)	9	14.8%	(ホ)	5	21.7%	(ホ)	3	10.3%	(ホ)	17	15.0%
ヘ) 資本金1億円以下の企業への外形標準課税の拡大は、中小企業に対する増税となることから反対。	(ヘ)	3	4.9%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	10.3%	(ヘ)	6	5.3%
ト) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割は応益負担とは言えず、見直す。	(ト)	3	4.9%	(ト)	1	4.4%	(ト)	0	0.0%	(ト)	4	3.5%
チ) 地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で見直しを行うべきであり、外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重を要する。	(チ)	10	16.4%	(チ)	3	13.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	13	11.5%

リ) インターネットショッピングなど、デジタル化の進展により、地域に企業の事業所がなくても収益を得ることができるようになったこと等を踏まえ、税収の配分のあり方について検討をするべき。	(リ)	13	21.3%	(リ)	3	13.0%	(リ)	5	17.2%	(リ)	21	18.6%
ヌ) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり見直す。	(ヌ)	7	11.5%	(ヌ)	4	17.4%	(ヌ)	1	3.5%	(ヌ)	12	10.6%
ル) その他（具体的に記入ください）	(ル)	2	3.3%	(ル)	2	8.7%	(ル)	0	0.0%	(ル)	4	3.5%
(4) 固定資産税												
【問50】 固定資産税												
償却資産に対する固定資産税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 償却資産に対する固定資産税は、廃止する。	(イ)	37	60.7%	(イ)	17	73.9%	(イ)	16	55.2%	(イ)	70	62.0%
ロ) 償却資産に対する固定資産税については、軽減措置の適用を拡大する。	(ロ)	8	13.1%	(ロ)	6	26.1%	(ロ)	4	13.8%	(ロ)	18	15.9%
ハ) 償却資産に対する固定資産税については、現状維持でよい。	(ハ)	13	21.3%	(ハ)	1	4.4%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	19	16.8%
ニ) 償却資産に対する固定資産税については、課税を強化するべき。	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	3.5%	(ニ)	1	0.9%
ホ) その他（具体的に記入ください）	(ホ)	3	4.9%	(ホ)	1	4.4%	(ホ)	1	3.5%	(ホ)	5	4.4%
7. その他の税制等												
(1) 環境関連税制												
【問51】 グリーン社会の実現と税制												
日本は、グリーン社会の実現を目指し、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言しました。今年制定されたGX実現に向けた基本方針には、炭素に対する賦課金・排出量取引制度の導入など成長志向型カーボンプライシング構想が盛り込まれています。グリーン社会の実現と税制について、どのように考えますか。												
(注) 炭素税は温室効果ガスの一つであるCO ₂ の排出に着目したものです。日本では石油石炭税の税率を上乗せする形で「地球温暖化対策のための税」が導入されています。に着目したものです。日本では石油石炭税の税率を上乗せする形で「地球温暖化対策のための税」が導入されています。												
イ) 炭素税は、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。	(イ)	3	4.9%	(イ)	0	0.0%	(イ)	4	13.8%	(イ)	7	6.2%
ロ) 炭素税は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、既存税制の評価を行った上で、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。	(ロ)	28	45.9%	(ロ)	13	56.5%	(ロ)	5	17.2%	(ロ)	46	40.7%
ハ) 炭素排出に値付けをする経済的手法は、成長志向型カーボンプライシング構想に則り、イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるよう、各種の政策手段との組合せ、導入時期や対象範囲、負担水準、用途など適切な制度設計が必要である。	(ハ)	18	29.5%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	7	24.1%	(ハ)	30	26.6%

ニ) 持続的な経済成長や産業の競争力強化のためには、本格的な炭素税の導入を含むカーボンプライシングの活用を進め、主要国に遅れることなく、脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要である。	(ニ)	8	13.1%	(ニ)	4	17.4%	(ニ)	11	37.9%	(ニ)	23	20.4%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	3.5%	(ホ)	1	0.9%
【問52】 車体課税												
車体課税については、令和元年度改正以降、(1)自動車取得税の廃止、(2)自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度等、燃費性能や環境性能等に応じた免税・軽減が行われ、減免措置の恒久化、原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえた見直しが行われてきました。今後、自動車の保有・利用形態、自動車産業における変革、電動車の普及等を踏まえて見直しが検討されていますが、自動車関連諸税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 自動車関連諸税は一般財源化に伴い道路整備財源という課税根拠が希薄になっているので、廃止する。	(イ)	8	13.1%	(イ)	1	4.4%	(イ)	7	24.1%	(イ)	16	14.2%
ロ) 自動車に対しては、取得、保有、利用（走行）の各段階でいくつもの税（国税・地方税）が課されており、税体系が複雑で、国際的にみても負担水準が高くなっていることから、税制の簡素化、負担軽減を図る必要がある。	(ロ)	30	49.2%	(ロ)	12	52.2%	(ロ)	13	44.8%	(ロ)	55	48.7%
ハ) 自動車関連諸税については、道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担金的性格を明確化し、目的税化する。	(ハ)	11	18.0%	(ハ)	5	21.7%	(ハ)	5	17.2%	(ハ)	21	18.6%
ニ) エコカー減税、グリーン化特例及び環境性能割についてはカーボンニュートラル目標の実現と整合的なものとなるよう、基準の厳格化を進めるべきである。	(ニ)	13	21.3%	(ニ)	4	17.4%	(ニ)	4	13.8%	(ニ)	21	18.6%
ホ) BEV車の普及を見据え、走行距離に応じた課税など、燃料課税も含めて自動車関連諸税の課税の考え方、体系を再構築すべきである。	(ホ)	4	6.6%	(ホ)	2	8.7%	(ホ)	8	27.6%	(ホ)	14	12.4%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	1.6%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.8%
Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備												
【問53】 税務に関するコーポレートガバナンス												
大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス（以下：税務CG）を充実させていくことが重要かつ効果的であるとの観点から、税務当局は、税務CGの充実に向けた取組を推進してきました。最近では、リスク・ベース・アプローチ（RBA）の考え方に基づく見直しが行われ、その取組は一層進展しています。このような取組についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 指揮・監督等に対する企業トップマネジメントの適切な関与が必要。	(イ)	29	47.5%	(イ)	16	69.6%	(イ)	15	51.7%	(イ)	60	53.1%
ロ) 経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要。	(ロ)	34	55.7%	(ロ)	11	47.8%	(ロ)	14	48.3%	(ロ)	59	52.2%
ハ) 企業の取組をできるだけ尊重し、調査の必要度を決定すべき。	(ハ)	35	57.4%	(ハ)	14	60.9%	(ハ)	6	20.7%	(ハ)	55	48.7%
ニ) 評価結果に関する企業への伝達内容をさらに充実すべき。	(ニ)	12	19.7%	(ニ)	5	21.7%	(ニ)	3	10.3%	(ニ)	20	17.7%

ホ) 有益な具体的取組事例の情報など、公表内容をさらに充実すべき。	(ホ)	13	21.3%	(ホ)	6	26.1%	(ホ)	4	13.8%	(ホ)	23	20.4%
ヘ) 本取組を拡大し、中小企業にも広く普及・拡大すべき。	(ヘ)	4	6.6%	(ヘ)	2	8.7%	(ヘ)	9	31.0%	(ヘ)	15	13.3%
ト) その他（具体的に記入ください）	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%
【問54】 企業の税務ガバナンス												
グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっています。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を選んでください。（複数回答可）												
イ) 本社の税務人員の強化	(イ)	38	62.3%	(イ)	15	65.2%	(イ)	14	48.3%	(イ)	67	59.3%
ロ) 海外子会社の税務人員の強化	(ロ)	30	49.2%	(ロ)	9	39.1%	(ロ)	6	20.7%	(ロ)	45	39.8%
ハ) 税務情報のアップデート・収集	(ハ)	31	50.8%	(ハ)	10	43.5%	(ハ)	6	20.7%	(ハ)	47	41.6%
ニ) 部門間のコミュニケーション	(ニ)	21	34.4%	(ニ)	13	56.5%	(ニ)	10	34.5%	(ニ)	44	38.9%
ホ) 経営層の理解度・認知度の向上	(ホ)	29	47.5%	(ホ)	14	60.9%	(ホ)	18	62.1%	(ホ)	61	54.0%
ヘ) ITなどの技術の活用	(ヘ)	18	29.5%	(ヘ)	9	39.1%	(ヘ)	4	13.8%	(ヘ)	31	27.4%
ト) 外部コンサルタントの活用	(ト)	14	23.0%	(ト)	3	13.0%	(ト)	6	20.7%	(ト)	23	20.4%
チ) 投資家・消費者等に向けた税務ポリシー・納税情報の開示	(チ)	2	3.3%	(チ)	1	4.4%	(チ)	3	10.3%	(チ)	6	5.3%
リ) 現状十分に対応ができています	(リ)	1	1.6%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	1	0.9%
ス) その他（具体的に記入ください）	(ス)	2	3.3%	(ス)	1	4.4%	(ス)	0	0.0%	(ス)	3	2.7%
【問55】 マイナンバー制度について												
マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤となることが期待されています。平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野での利用が始まり、金融分野、医療分野にも拡大されつつあります。本年のマイナンバー法改正により利用可能な事務の範囲拡大、行政機関間の情報連携の拡大・迅速化、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のための措置が講じられました。同制度についてどのように考えますか。3つ以内で選びください。												
イ) 国民の利便性を高めるため、社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことが望まれる。	(イ)	29	47.5%	(イ)	15	65.2%	(イ)	11	37.9%	(イ)	55	48.7%
ロ) 行政の効率性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき。	(ロ)	23	37.7%	(ロ)	6	26.1%	(ロ)	11	37.9%	(ロ)	40	35.4%
ハ) 個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理を望む。	(ハ)	28	45.9%	(ハ)	13	56.5%	(ハ)	16	55.2%	(ハ)	57	50.4%
ニ) 同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が望まれる。	(ニ)	16	26.2%	(ニ)	6	26.1%	(ニ)	7	24.1%	(ニ)	29	25.7%
ホ) 現時点では今後どのような問題が生ずるのか判断できかねる。	(ホ)	9	14.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	10.3%	(ホ)	12	10.6%
ヘ) 税・社会保障制度の適正・効率的な執行のため、預貯金口座に対するマイナンバー付番、公金受取口座の登録を義務化すべき。	(ヘ)	4	6.6%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	4	13.8%	(ヘ)	9	8.0%
ト) その他（具体的に記入ください）	(ト)	2	3.3%	(ト)	2	8.7%	(ト)	0	0.0%	(ト)	4	3.5%

【問56】 納税者の知見・意識の向上 近年では文部科学省の新学習指導要領の新教育課程において「公共」が2022年から開始されるなど、納税者の知見・意識の向上について様々な取組が進められています。国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税（者）意識を高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。（複数回答可）		(イ)	27	44.3%	(イ)	15	65.2%	(イ)	9	31.0%	(イ)	51	45.1%
イ）広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する。		(ロ)	47	77.1%	(ロ)	17	73.9%	(ロ)	24	82.8%	(ロ)	88	77.9%
ロ）学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。		(ハ)	4	6.6%	(ハ)	3	13.0%	(ハ)	4	13.8%	(ハ)	11	9.7%
ハ）年末調整制度を廃止し、給与所得者にも確定申告を義務付ける。		(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%
ニ）その他（具体的にご記入ください）													
【問57】 納税環境の整備 納税環境の整備について重要と思われるものをお答え下さい。（複数回答可）		(イ)	5	8.2%	(イ)	1	4.4%	(イ)	8	27.6%	(イ)	14	12.4%
イ）財源確保と公平性の担保、厳正な課税・徴収事務の遂行のため、徴税組織を強化する。		(ロ)	17	27.9%	(ロ)	10	43.5%	(ロ)	10	34.5%	(ロ)	37	32.7%
ロ）徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や、国との連携を強化する。		(ハ)	39	63.9%	(ハ)	16	69.6%	(ハ)	14	48.3%	(ハ)	69	61.1%
ハ）電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化をさらに推進する。		(ニ)	30	49.2%	(ニ)	10	43.5%	(ニ)	16	55.2%	(ニ)	56	49.6%
ニ）予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる。		(ホ)	34	55.7%	(ホ)	14	60.9%	(ホ)	6	20.7%	(ホ)	54	47.8%
ホ）地方税申告・納付の簡素化を図る。		(ヘ)	8	13.1%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	9	31.0%	(ヘ)	18	15.9%
ヘ）ウェブサイト等でのわかり易い情報提供の充実。		(ト)	2	3.3%	(ト)	0	0.0%	(ト)	6	20.7%	(ト)	8	7.1%
ト）租税罰則、無申告・過少申告に対する制裁の強化		(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%
チ）その他（具体的にご記入ください）													
IV. 当協会へのご要望等													
【問58】 今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。（複数回答可）		(イ)	36	59.0%	(イ)	15	65.2%	(イ)	10	34.5%	(イ)	61	54.0%
イ）税制改正要望（税制改正に関する租研意見を含む）		(ロ)	36	59.0%	(ロ)	14	60.9%	(ロ)	14	48.3%	(ロ)	64	56.6%
ロ）税務行政への要望（通達化、法令等の取り扱いの明確化など）		(ハ)	11	18.0%	(ハ)	4	17.4%	(ハ)	6	20.7%	(ハ)	21	18.6%
ハ）外国税務当局との交流促進（外国税務当局の講演、意見交換など）		(ニ)	20	32.8%	(ニ)	10	43.5%	(ニ)	11	37.9%	(ニ)	41	36.3%
ニ）行政当局との意見交換		(ホ)	9	14.8%	(ホ)	3	13.0%	(ホ)	4	13.8%	(ホ)	16	14.2%
ホ）研究会活動		(ヘ)	21	34.4%	(ヘ)	10	43.5%	(ヘ)	15	51.7%	(ヘ)	46	40.7%
ヘ）会員懇談会		(ト)	2	3.3%	(ト)	1	4.4%	(ト)	4	13.8%	(ト)	7	6.2%
ト）租税研究大会		(チ)	8	13.1%	(チ)	4	17.4%	(チ)	5	17.2%	(チ)	17	15.0%
チ）基礎講座		(リ)	6	9.8%	(リ)	2	8.7%	(リ)	4	13.8%	(リ)	12	10.6%
リ）出版（租税研究、租研大会記録、OECDモデル租税条約等）		(ヌ)	7	11.5%	(ヌ)	2	8.7%	(ヌ)	2	6.9%	(ヌ)	11	9.7%
ヌ）デジタル化の一層の推進		(ル)	3	4.9%	(ル)	1	4.4%	(ル)	1	3.5%	(ル)	5	4.4%
ル）対面での会合の充実（具体的な会合名がございましたらカ）「その他」にお書きください。）		(ヲ)	9	14.8%	(ヲ)	1	4.4%	(ヲ)	3	10.3%	(ヲ)	13	11.5%
ヲ）現状に満足している		(ワ)	1	1.6%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	1	0.9%
ワ）特にない		(カ)	3	4.9%	(カ)	1	4.4%	(カ)	1	3.5%	(カ)	5	4.4%
カ）その他（具体的にご記入ください）													

【問59】												
会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。（複数回答可）												
イ）財政問題	(イ)	6	9.8%	(イ)	6	26.1%	(イ)	7	24.1%	(イ)	19	16.8%
ロ）今後の税制改革	(ロ)	35	57.4%	(ロ)	15	65.2%	(ロ)	12	41.4%	(ロ)	62	54.9%
ハ）本年度の税制改正	(ハ)	34	55.7%	(ハ)	11	47.8%	(ハ)	13	44.8%	(ハ)	58	51.3%
ニ）税制の解釈、適用	(ニ)	38	62.3%	(ニ)	11	47.8%	(ニ)	16	55.2%	(ニ)	65	57.5%
ホ）税制の実務的な取扱い	(ホ)	39	63.9%	(ホ)	12	52.2%	(ホ)	20	69.0%	(ホ)	71	62.8%
ヘ）税制に関する紛争、訴訟、判例	(ヘ)	21	34.4%	(ヘ)	7	30.4%	(ヘ)	16	55.2%	(ヘ)	44	38.9%
ト）所得税制	(ト)	7	11.5%	(ト)	2	8.7%	(ト)	4	13.8%	(ト)	13	11.5%
チ）相続税・贈与税	(チ)	2	3.3%	(チ)	0	0.0%	(チ)	5	17.2%	(チ)	7	6.2%
リ）法人税制	(リ)	31	50.8%	(リ)	9	39.1%	(リ)	8	27.6%	(リ)	48	42.5%
ス）消費税制	(ス)	25	41.0%	(ス)	7	30.4%	(ス)	8	27.6%	(ス)	40	35.4%
ル）地方税制	(ル)	7	11.5%	(ル)	3	13.0%	(ル)	2	6.9%	(ル)	12	10.6%
ヲ）外国の税制、税務執行	(ヲ)	12	19.7%	(ヲ)	8	34.8%	(ヲ)	7	24.1%	(ヲ)	27	23.9%
ワ）タックスヘイブン税制	(ワ)	27	44.3%	(ワ)	11	47.8%	(ワ)	8	27.6%	(ワ)	46	40.7%
カ）移転価格税制	(カ)	27	44.3%	(カ)	12	52.2%	(カ)	9	31.0%	(カ)	48	42.5%
ヨ）国際課税（タックスヘイブン税制、移転価格税制を除く）	(ヨ)	32	52.5%	(ヨ)	11	47.8%	(ヨ)	11	37.9%	(ヨ)	54	47.8%
タ）経済問題	(タ)	1	1.6%	(タ)	0	0.0%	(タ)	3	10.3%	(タ)	4	3.5%
レ）会社法関係	(レ)	4	6.6%	(レ)	1	4.4%	(レ)	5	17.2%	(レ)	10	8.9%
ソ）企業会計関係	(ソ)	2	3.3%	(ソ)	0	0.0%	(ソ)	3	10.3%	(ソ)	5	4.4%
ツ）カーボンプライシング関係	(ツ)	7	11.5%	(ツ)	7	30.4%	(ツ)	3	10.3%	(ツ)	17	15.0%
ネ）申告・納税手続き関係	(ネ)	5	8.2%	(ネ)	1	4.4%	(ネ)	1	3.5%	(ネ)	7	6.2%
ナ）その他（具体的に記入ください）	(ナ)	0	0.0%	(ナ)	0	0.0%	(ナ)	0	0.0%	(ナ)	0	0.0%
【問60】												
その他、当協会へのご要望、または改善すべき課題をご記入ください。また、本アンケートで取り上げられなかった項目につきましても、ご意見等ございましたらこちらにお願いいたします。												
V. 回答者の業種・職業												
【問61】												
ご回答された方は次のどれに該当しますか。 ＜維持（法人）会員、租研役員・評議員のみなさま＞												
イ）農業、林業	(イ)	0	0.0%	(イ)	0	0.0%	(イ)	0	0.0%	(イ)	0	0.0%
ロ）漁業	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	0	0.0%
ハ）鉱業、採石業、砂利採取業	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%
ニ）建設業	(ニ)	5	8.2%	(ニ)	2	8.7%	(ニ)	1	3.5%	(ニ)	8	7.1%
ホ）製造業	(ホ)	29	47.5%	(ホ)	11	47.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	40	35.4%
ヘ）電気・ガス・熱供給・水道業	(ヘ)	5	8.2%	(ヘ)	4	17.4%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	9	8.0%
ト）情報通信業	(ト)	1	1.6%	(ト)	1	4.4%	(ト)	0	0.0%	(ト)	2	1.8%
チ）運輸業、郵便業	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%
リ）卸売業・小売業	(リ)	7	11.5%	(リ)	1	4.4%	(リ)	0	0.0%	(リ)	8	7.1%
ス）金融業・保険業	(ス)	7	11.5%	(ス)	2	8.7%	(ス)	0	0.0%	(ス)	9	8.0%
ル）不動産業、物品賃貸業	(ル)	0	0.0%	(ル)	0	0.0%	(ル)	0	0.0%	(ル)	0	0.0%
ヲ）学術研究、専門・技術サービス業	(ヲ)	2	3.3%	(ヲ)	1	4.4%	(ヲ)	6	20.7%	(ヲ)	9	8.0%
ワ）宿泊業、飲食サービス業	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%
カ）生活関連サービス業、娯楽業	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%
ヨ）教育、学習支援業	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	2	6.9%	(ヨ)	2	1.8%
タ）医療、福祉	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%
レ）複合サービス事業	(レ)	0	0.0%	(レ)	0	0.0%	(レ)	0	0.0%	(レ)	0	0.0%
ソ）サービス業（他に分類されないもの）	(ソ)	2	3.3%	(ソ)	0	0.0%	(ソ)	1	3.5%	(ソ)	3	2.7%
ツ）公務（他に分類されるものを除く）	(ツ)	0	0.0%	(ツ)	1	4.4%	(ツ)	0	0.0%	(ツ)	1	0.9%
ネ）分類不能の産業	(ネ)	2	3.3%	(ネ)	0	0.0%	(ネ)	0	0.0%	(ネ)	2	1.8%
ナ）通常（個人）会員	(ナ)	1	1.6%	(ナ)	0	0.0%	(ナ)	19	65.5%	(ナ)	20	17.7%

【問62】												
問61で ホ) とお答えになられた方にお伺いします。下記のどの分類*に該当しますか。												
*イ)～ウ) については日本標準産業分類中分類に準拠しています。												
イ) 食料品製造業	(イ)	1	1.6%	(イ)	0	0.0%	(イ)	0	0.0%	(イ)	1	0.9%
ロ) 飲料・たばこ・飼料製造業	(ロ)	1	1.6%	(ロ)	2	8.7%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	3	2.7%
ハ) 繊維工業	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%
ニ) 木材・木製品製造業（家具を除く）	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%
ホ) 家具・装備品製造業	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%
ヘ) パルプ・紙・紙加工品製造業	(ヘ)	2	3.3%	(ヘ)	1	4.4%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	2.7%
ト) 印刷・同関連業	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%
チ) 化学工業	(チ)	6	9.8%	(チ)	1	4.4%	(チ)	0	0.0%	(チ)	7	6.2%
リ) 石油製品・石炭製品製造業	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%
ス) プラスチック製品製造業（別掲を除く）	(ス)	0	0.0%	(ス)	0	0.0%	(ス)	0	0.0%	(ス)	0	0.0%
ル) ゴム製品製造業	(ル)	0	0.0%	(ル)	0	0.0%	(ル)	0	0.0%	(ル)	0	0.0%
ヲ) なめし革・同製品・毛皮製造業	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	0	0.0%
ワ) 窯業・土石製品製造業	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%
カ) 鉄鋼業	(カ)	2	3.3%	(カ)	2	8.7%	(カ)	0	0.0%	(カ)	4	3.5%
ヨ) 非鉄金属製造業	(ヨ)	3	4.9%	(ヨ)	1	4.4%	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	4	3.5%
タ) 金属製品製造業	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%	(タ)	0	0.0%
レ) はん用機械器具製造業	(レ)	1	1.6%	(レ)	0	0.0%	(レ)	0	0.0%	(レ)	1	0.9%
ソ) 生産用機械器具製造業	(ソ)	0	0.0%	(ソ)	0	0.0%	(ソ)	0	0.0%	(ソ)	0	0.0%
ツ) 業務用機械器具製造業	(ツ)	2	3.3%	(ツ)	0	0.0%	(ツ)	0	0.0%	(ツ)	2	1.8%
ネ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業	(ネ)	2	3.3%	(ネ)	1	4.4%	(ネ)	0	0.0%	(ネ)	3	2.7%
ナ) 電気機械器具製造業	(ナ)	4	6.6%	(ナ)	2	8.7%	(ナ)	0	0.0%	(ナ)	6	5.3%
ラ) 情報通信機械器具製造業	(ラ)	0	0.0%	(ラ)	0	0.0%	(ラ)	0	0.0%	(ラ)	0	0.0%
ム) 輸送用機械器具製造業	(ム)	2	3.3%	(ム)	0	0.0%	(ム)	0	0.0%	(ム)	2	1.8%
ウ) その他の製造業	(ウ)	3	4.9%	(ウ)	1	4.4%	(ウ)	0	0.0%	(ウ)	4	3.5%